○こども家庭庁厚生労働省告示第五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）その他の関係法令の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

こども家庭庁長官　渡辺由美子

厚生労働大臣　上野賢一郎

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第一条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別表 介護給付費等単位数表 第１～第５　（略） 第６　生活介護 １～13　（略） 13の２　就労移行支援体制加算 イ～チ　（略） 注　指定生活介護事業所等における指定生活介護等を受けた後就労（第13の１の注２に規定する指定就労継続支援Ａ型事業所等への移行を除く。以下この注において同じ。）し、就労を継続している期間が６月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定生活介護事業所等において指定生活介護等を受けた場合にあっては、当該指定生活介護等を受けた後、就労を継続している期間が６月に達した者）（過去３年間において、指定生活介護事業所等その他の事業所において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、市町村長が適当と認める者に限る。以下この注において「就労定着者」という。）が前年度において１人以上いるものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、１日につき当該指定生活介護等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数（当該年度の前年度の９月30日時点における当該指定生活介護事業所等の定員数を上限とする。）を乗じて得た単位数を加算する。	別表 介護給付費等単位数表 第１～第５　（略） 第６　生活介護 １～13　（略） 13の２　就労移行支援体制加算 イ～チ　（略） 注　指定生活介護事業所等における指定生活介護等を受けた後就労（第13の１の注２に規定する指定就労継続支援Ａ型事業所等への移行を除く。以下この注において同じ。）し、就労を継続している期間が６月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定生活介護事業所等において指定生活介護等を受けた場合にあっては、当該指定生活介護等を受けた後、就労を継続している期間が６月に達した者）（過去３年間において、当該指定生活介護事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る。以下この注において「就労定着者」という。）が前年度において１人以上いるものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、１日につき当該指定生活介護等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

13の３～14　（略）	13の３～14　（略）
第７～第９　（略）	第７～第９　（略）
第10　自立訓練（機能訓練）	第10　自立訓練（機能訓練）
１～８の２　（略）	１～８の２　（略）
８の３　就労移行支援体制加算	８の３　就労移行支援体制加算
イ～ホ　（略）	イ～ホ　（略）
注　指定自立訓練（機能訓練）事業所等における指定自立訓練（機能訓練）等を受けた後就労（第13の１の注２に規定する指定就労継続支援Ａ型事業所等への移行を除く。以下この注において同じ。）し、就労を継続している期間が６月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等において指定自立訓練（機能訓練）等を受けた場合にあっては、当該指定自立訓練（機能訓練）等を受けた後、就労を継続している期間が６月に達した者）（過去３年間において、指定自立訓練（機能訓練）事業所等その他の事業所において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、市町村長が適当と認める者に限る。以下この注において「就労定着者」という。）が前年度において１人以上いるものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、１日につき当該指定自立訓練（機能訓練）等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数（当該年度の前年度の９月30日時点における当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等の定員数を上限とする。）を乗じて得た単位数を加算する。	注　指定自立訓練（機能訓練）事業所等における指定自立訓練（機能訓練）等を受けた後就労（第13の１の注２に規定する指定就労継続支援Ａ型事業所等への移行を除く。以下この注において同じ。）し、就労を継続している期間が６月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等において指定自立訓練（機能訓練）等を受けた場合にあっては、当該指定自立訓練（機能訓練）等を受けた後、就労を継続している期間が６月に達した者）（過去３年間において、当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る。以下この注において「就労定着者」という。）が前年度において１人以上いるものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、１日につき当該指定自立訓練（機能訓練）等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。
８の４～９　（略）	８の４～９　（略）

第11　自立訓練（生活訓練）	第11　自立訓練（生活訓練）
１～12の２　（略）	１～12の２　（略）
12の３　就労移行支援体制加算	12の３　就労移行支援体制加算
イ～ホ　（略）	イ～ホ　（略）
注　指定自立訓練（生活訓練）事業所等における指定自立訓練（生活訓練）等を受けた後就労（第13の１の注２に規定する指定就労継続支援Ａ型事業所等への移行を除く。以下この注において同じ。）し、就労を継続している期間が６月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、指定自立訓練（生活訓練）事業所等において指定自立訓練（生活訓練）等を受けた場合にあっては、当該指定自立訓練（生活訓練）等を受けた後、就労を継続している期間が６月に達した者）（過去３年間において、指定自立訓練（生活訓練）事業所等その他の事業所において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、市町村長が適当と認める者に限る。以下この注において「就労定着者」という。）が前年度において１人以上いるものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、１日につき当該指定自立訓練（生活訓練）等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数（当該年度の前年度の９月30日時点における当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の定員数を上限とする。）を乗じて得た単位数を加算する。	注　指定自立訓練（生活訓練）事業所等における指定自立訓練（生活訓練）等を受けた後就労（第13の１の注２に規定する指定就労継続支援Ａ型事業所等への移行を除く。以下この注において同じ。）し、就労を継続している期間が６月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、指定自立訓練（生活訓練）事業所等において指定自立訓練（生活訓練）等を受けた場合にあっては、当該指定自立訓練（生活訓練）等を受けた後、就労を継続している期間が６月に達した者）（過去３年間において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る。以下この注において「就労定着者」という。）が前年度において１人以上いるものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、１日につき当該指定自立訓練（生活訓練）等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。
12の４～13　（略）	12の４～13　（略）
第11の２・第12　（略）	第11の２・第12　（略）
第13　就労継続支援Ａ型	第13　就労継続支援Ａ型
１～２の２　（略）	１～２の２　（略）

３　就労移行支援体制加算	３　就労移行支援体制加算
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
注１　イについては、１のイの就労継続支援Ａ型サービス費(Ⅰ)が算定されている指定就労継続支援Ａ型事業所等において、指定就労継続支援Ａ型事業所等における指定就労継続支援Ａ型等を受けた後就労（指定就労継続支援Ａ型事業所等への移行を除く。以下この注１において同じ。）し、就労を継続している期間が６月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定就労継続支援Ａ型事業所等において指定就労継続支援Ａ型等を受けた場合にあっては、当該指定就労継続支援Ａ型等を受けた後、就労を継続している期間が６月に達した者）（過去３年間において、指定就労継続支援Ａ型事業所等その他の事業所において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、市町村長が適当と認める者に限る。以下この３において「就労定着者」という。）が前年度において１人以上いるものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労継続支援Ａ型事業所等において、指定就労継続支援Ａ型等を行った場合に、１日につき当該指定就労継続支援Ａ型等を行った日の属する年度の利用定員及び評価点に応じた所定単位数に就労定着者の数（当該年度の前年度の９月30日時点における当該指定就労継続支援Ａ型事業所等の定員数を上限とする。注２において同じ。）を乗じて得た単位数を加算する。	注１　イについては、１のイの就労継続支援Ａ型サービス費(Ⅰ)が算定されている指定就労継続支援Ａ型事業所等において、指定就労継続支援Ａ型事業所等における指定就労継続支援Ａ型等を受けた後就労（指定就労継続支援Ａ型事業所等への移行を除く。以下この注１において同じ。）し、就労を継続している期間が６月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定就労継続支援Ａ型事業所等において指定就労継続支援Ａ型等を受けた場合にあっては、当該指定就労継続支援Ａ型等を受けた後、就労を継続している期間が６月に達した者）（過去３年間において、当該指定就労継続支援Ａ型事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る。以下この３において「就労定着者」という。）が前年度において１人以上いるものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労継続支援Ａ型事業所等において、指定就労継続支援Ａ型等を行った場合に、１日につき当該指定就労継続支援Ａ型等を行った日の属する年度の利用定員及び評価点に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。
２　（略）	２　（略）
３の２～15　（略）	３の２～15　（略）
第14　就労継続支援Ｂ型	第14　就労継続支援Ｂ型

１～２の２　（略）	１～２の２　（略）
３　就労移行支援体制加算	３　就労移行支援体制加算
イ～ニ　（略）	イ～ニ　（略）
注１　イについては、１のイの就労継続支援Ｂ型サービス費⑴又はロの就労継続支援Ｂ型サービス費⑵を算定している指定就労継続支援Ｂ型事業所等であって、指定就労継続支援Ｂ型事業所等における指定就労継続支援Ｂ型等を受けた後就労（指定就労継続支援Ａ型事業所等への移行を除く。以下この注１において同じ。）し、就労を継続している期間が６月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等において指定就労継続支援Ｂ型等を受けた場合にあっては、当該指定就労継続支援Ｂ型等を受けた後、就労を継続している期間が６月に達した者）（過去３年間において、指定就労継続支援Ｂ型事業所等その他の事業所において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、市町村長が適当と認める者に限る。以下この３において「就労定着者」という。）が前年度において１人以上いるものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、指定就労継続支援Ｂ型等を行った場合に、１日につき当該指定就労継続支援Ｂ型等を行った日の属する年度の利用定員及び平均工賃月額に応じた所定単位数に就労定着者の数（当該年度の前年度の９月30日時点における当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等の定員数を上限とする。以下この３において同じ。）を乗じて得た単位数を加算する。	注１　イについては、１のイの就労継続支援Ｂ型サービス費⑴又はロの就労継続支援Ｂ型サービス費⑵を算定している指定就労継続支援Ｂ型事業所等であって、指定就労継続支援Ｂ型事業所等における指定就労継続支援Ｂ型等を受けた後就労（指定就労継続支援Ａ型事業所等への移行を除く。以下この注１において同じ。）し、就労を継続している期間が６月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等において指定就労継続支援Ｂ型等を受けた場合にあっては、当該指定就労継続支援Ｂ型等を受けた後、就労を継続している期間が６月に達した者）（過去３年間において、当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る。以下この３において「就労定着者」という。）が前年度において１人以上いるものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、指定就労継続支援Ｂ型等を行った場合に、１日につき当該指定就労継続支援Ｂ型等を行った日の属する年度の利用定員及び平均工賃月額に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。
２～４　（略）	２～４　（略）

３の２～17　（略）	３の２～17　（略）
第14の２～第15　（略）	第14の２～第15　（略）

第二条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別表 介護給付費等単位数表 第１　居宅介護 １～４の２　（略） ５　福祉・介護職員等処遇改善加算 注　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定居宅介護事業所等（国、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第１号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑴イ　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の446に相当する単位数 ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑴ロ　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の456に相当する単位数 ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑵イ　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の431に相当する単位数 ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑵ロ　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の441に相当する単位数 ホ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑶　１から４の２までに	別表 介護給付費等単位数表 第１　居宅介護 １～４の２　（略） ５　福祉・介護職員等処遇改善加算 注１　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定居宅介護事業所等（国、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第１号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注２において同じ。）が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑴　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の417に相当する単位数 （新設） ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑵　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の402に相当する単位数 （新設） ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑶　１から４の２まで

より算定した単位数の1000分の376に相当する単位数 ヘ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の302に相当する単位数 （削る）	により算定した単位数の1000分の347に相当する単位数 ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の273に相当する単位数 ２　令和７年３月31日までの間、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市長村長に届け出た指定居宅介護事業所等（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の372に相当する単位数 (2)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の343に相当する単位数 (3)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の357に相当する単位数 (4)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の328に相当する単位数 (5)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の298に相当する単位数 (6)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の283に相当する単位数 (7)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　１から４の２ま

	でにより算定した単位数の1000分の254に相当する単位数 ⑻　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑻　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の302に相当する単位数 ⑼　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑼　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の239に相当する単位数 ⑽　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑽　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の209に相当する単位数 ⑾　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑾　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の228に相当する単位数 ⑿　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑿　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の194に相当する単位数 ⒀　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⒀　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の184に相当する単位数 ⒁　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⒁　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位数
第２　重度訪問介護 １～５の３　（略） ６　福祉・介護職員等処遇改善加算 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定重度訪問介護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用	第２　重度訪問介護 １～５の３　（略） ６　福祉・介護職員等処遇改善加算 注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定重度訪問介護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。

者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑴イ　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の372に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑴ロ　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の382に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑵イ　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の357に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑵ロ　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の367に相当する単位数

ホ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑶　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の302に相当する単位数

ヘ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑷　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の248に相当する単位数

（削る）

注２において同じ。）が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑴　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の343に相当する単位数

（新設）

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑵　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の328に相当する単位数

（新設）

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑶　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の273に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑷　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の219に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　福祉・介護職員等処遇改善加算⑸⑴　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の298に相当する単位数

⑵　福祉・介護職員等処遇改善加算⑸⑵　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の289に相当する単位

数

⑶　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑶　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の283に相当する単位数

⑷　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑷　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の274に相当する単位数

⑸　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑸　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の244に相当する単位数

⑹　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑹　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の229に相当する単位数

⑺　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑺　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の224に相当する単位数

⑻　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑻　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の228に相当する単位数

⑼　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑼　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の209に相当する単位数

⑽　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑽　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の179に相当する単位数

⑾　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑾　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の174に相当する単位数

⑿　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑿　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の164に相当する単位数

	⒀　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⒀　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の154に相当する単位数 ⒁　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⒁　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数
第３　同行援護	第３　同行援護
１～４　（略）	１～４　（略）
５　福祉・介護職員等処遇改善加算	５　福祉・介護職員等処遇改善加算
注　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定同行援護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	注１　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定同行援護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注２において同じ。）が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
イ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑴イ　１から４までにより算定した単位数の1000分の446に相当する単位数	イ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑴　１から４までにより算定した単位数の1000分の417に相当する単位数
ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑴ロ　１から４までにより算定した単位数の1000分の456に相当する単位数	（新設）
ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑵イ　１から４までにより算定した単位数の1000分の431に相当する単位数	ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑵　１から４までにより算定した単位数の1000分の402に相当する単位数
ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑵ロ　１から４までにより算定した単位数の1000分の441に相当する単位数	（新設）
ホ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑶　１から４までにより算定した単位数の1000分の376に相当する単位数	ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑶　１から４までにより算定した単位数の1000分の347に相当する単位数
ヘ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑷　１から４までにより	ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑷　１から４までによ

算定した単位数の1000分の302に相当する単位数 （削る）	り算定した単位数の1000分の273に相当する単位数 ２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ⑴　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　１から４までにより算定した単位数の1000分の372に相当する単位数 ⑵　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　１から４までにより算定した単位数の1000分の343に相当する単位数 ⑶　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)　１から４までにより算定した単位数の1000分の357に相当する単位数 ⑷　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)　１から４までにより算定した単位数の1000分の328に相当する単位数 ⑸　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　１から４までにより算定した単位数の1000分の298に相当する単位数 ⑹　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)　１から４までにより算定した単位数の1000分の283に相当する単位数 ⑺　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　１から４までにより算定した単位数の1000分の254に相当する単位数 ⑻　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)　１から４までにより算定した単位数の1000分の302に相当する単位数 ⑼　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)　１から４までにより算定した単位数の1000分の239に相当する単位数 ⑽　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)　１から４までにより算定した単位数の1000分の209に相当する単位数 ⑾　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)　１から４までに

	より算定した単位数の1000分の228に相当する単位数 ⑿　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑿　１から４までにより算定した単位数の1000分の194に相当する単位数 ⒀　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒀　１から４までにより算定した単位数の1000分の184に相当する単位数 ⒁　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒁　１から４までにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位数
第４　行動援護 １～４の２　（略） ５　福祉・介護職員等処遇改善加算 注　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定行動援護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	第４　行動援護 １～４の２　（略） ５　福祉・介護職員等処遇改善加算 注１　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定行動援護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注２において同じ。）が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の411に相当する単位数	イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の382に相当する単位数
ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の421に相当する単位数	（新設）
ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の396に相当する単位数	ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の367に相当する単位数
ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の406に相当する単位数	（新設）
ホ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の341に相当する単位数	ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の312に相当する単位数

ヘ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の277に相当する単位数	ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の248に相当する単位数
（削る）	２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の337に相当する単位数 (2)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の318に相当する単位数 (3)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の322に相当する単位数 (4)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の303に相当する単位数 (5)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の273に相当する単位数 (6)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の258に相当する単位数 (7)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の240に相当する単位

	数 ⑻　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑻　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の267に相当する単位数 ⑼　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑼　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の225に相当する単位数 ⑽　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑽　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の195に相当する単位数 ⑾　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑾　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の203に相当する単位数 ⑿　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑿　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の180に相当する単位数 ⒀　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⒀　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の170に相当する単位数 ⒁　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⒁　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の125に相当する単位数
第５　療養介護 １～５の２　（略） ６　福祉・介護職員等処遇改善加算 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定療養介護事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲	第５　療養介護 １～５の２　（略） ６　福祉・介護職員等処遇改善加算 注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定療養介護事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注２において同じ。）が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該

げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
イ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑴イ　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の164に相当する単位数	イ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑴　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数
ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑴ロ　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の171に相当する単位数	（新設）
ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑵イ　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の162に相当する単位数	ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑵　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の135に相当する単位数
ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑵ロ　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の169に相当する単位数	（新設）
ホ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑶　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の143に相当する単位数	ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑶　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の116に相当する単位数
ヘ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑷　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の126に相当する単位数	ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑷　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の99に相当する単位数
（削る）	２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
	⑴　福祉・介護職員等処遇改善加算⑸⑴　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数
	⑵　福祉・介護職員等処遇改善加算⑸⑵　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数
	⑶　福祉・介護職員等処遇改善加算⑸⑶　１から５の２ま

	でにより算定した単位数の1000分の107に相当する単位数 ⑷　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑷　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数 ⑸　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑸　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数 ⑹　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑹　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数 ⑺　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑺　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の99に相当する単位数 ⑻　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑻　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数 ⑼　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑼　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の97に相当する単位数 ⑽　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑽　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の71に相当する単位数 ⑾　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑾　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の71に相当する単位数 ⑿　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑿　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数 ⒀　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⒀　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の78に相当する単位数 ⒁　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⒁　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数
第６　生活介護 １～13の８　（略） 14　福祉・介護職員等処遇改善加算 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による	第６　生活介護 １～13の８　（略） 14　福祉・介護職員等処遇改善加算 注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式

届出を行った指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	による届出を行った指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注２において同じ。）が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　１から13の８までにより算定した単位数の1000分の93に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の113に相当する単位数）	イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　１から13の８までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の101に相当する単位数）
ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　１から13の８までにより算定した単位数の1000分の97に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の117に相当する単位数）	（新設）
ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　１から13の８までにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数	ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　１から13の８までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数
ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　１から13の８までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数	（新設）
ホ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から13の８までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の96に相当する単位数）	ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から13の８までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の84に相当する単位数）
ヘ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から13の８までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の79に相当する単位数）	ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から13の８までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の67に相当する単位数）
（削る）	２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出

た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　１から13の８までにより算定した単位数の 1000 分の 70 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 90 に相当する単位数）

⑵　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　１から13の８までにより算定した単位数の 1000 分の 69 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 84 に相当する単位数）

⑶　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)　１から13の８までにより算定した単位数の 1000 分の 69 に相当する単位数

⑷　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)　１から13の８までにより算定した単位数の 1000 分の 68 に相当する単位数

⑸　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　１から13の８までにより算定した単位数の 1000 分の 58 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 73 に相当する単位数）

⑹　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)　１から13の８までにより算定した単位数の 1000 分の 57 に相当する単位数

⑺　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　１から13の８までにより算定した単位数の 1000 分の 55 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 65 に相

	当する単位数） ⑻　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑻　１から13の８までにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の73に相当する単位数） ⑼　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑼　１から13の８までにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数 ⑽　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑽　１から13の８までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の54に相当する単位数） ⑾　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑾　１から13の８までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の56に相当する単位数） ⑿　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑿　１から13の８までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数 ⒀　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒀　１から13の８までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の48に相当する単位数） ⒁　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒁　１から13の８までにより算定した単位数の1000分の30に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の37に相当する単位数）
第７　短期入所 １～13の３　（略） 14　福祉・介護職員等処遇改善加算 注　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適	第７　短期入所 １～13の３　（略） 14　福祉・介護職員等処遇改善加算 注１　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に

合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注２において同じ。）が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
イ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑴イ　１から13の３までにより算定した単位数の1000分の186に相当する単位数	イ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑴　１から13の３までにより算定した単位数の1000分の159に相当する単位数
ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑴ロ　１から13の３までにより算定した単位数の1000分の193に相当する単位数	（新設）
ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑶　１から13の３までにより算定した単位数の1000分の165に相当する単位数	ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑶　１から13の３までにより算定した単位数の1000分の138に相当する単位数
ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑷　１から13の３までにより算定した単位数の1000分の142に相当する単位数	ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑷　１から13の３までにより算定した単位数の1000分の115に相当する単位数
（削る）	２　令和７年３月31日までの間、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
	⑴　福祉・介護職員等処遇改善加算⑸⑴　１から13の３までにより算定した単位数の1000分の131に相当する単位

	数 ⑵　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑵　１から13の３までにより算定した単位数の1000分の136に相当する単位数 ⑶　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑸　１から13の３までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数 ⑷　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑺　１から13の３までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数 ⑸　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑻　１から13の３までにより算定した単位数の1000分の110に相当する単位数 ⑹　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑽　１から13の３までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数 ⑺　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑾　１から13の３までにより算定した単位数の1000分の87に相当する単位数 ⑻　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑿　１から13の３までにより算定した単位数の1000分の87に相当する単位数 ⑼　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⒁　１から13の３までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
第８　重度障害者等包括支援 １～２の９　（略） ３　福祉・介護職員等処遇改善加算 注　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定重度障害者等包括支援事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合には、当該基準に掲げる区	第８　重度障害者等包括支援 １～２の９　（略） ３　福祉・介護職員等処遇改善加算 注１　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定重度障害者等包括支援事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注２において同じ。）が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行

分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　１から２の９までにより算定した単位数の1000分の252に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　１から２の９までにより算定した単位数の1000分の262に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から２の９までにより算定した単位数の1000分の191に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から２の９までにより算定した単位数の1000分の167に相当する単位数

(削る)

った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　１から２の９までにより算定した単位数の 1000 分の 223 に相当する単位数

(新設)

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から２の９までにより算定した単位数の 1000 分の 162 に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から２の９までにより算定した単位数の 1000 分の 138 に相当する単位数

２　令和７年３月 31 日までの間、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　１から２の９までにより算定した単位数の 1000 分の 178 に相当する単位数

(2)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　１から２の９までにより算定した単位数の 1000 分の 199 に相当する単位数

(3)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　１から２の９までにより算定した単位数の 1000 分の 154 に相当する単位数

(4)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　１から２の９ま

	でにより算定した単位数の 1000 分の 170 に相当する単位数 ⑸　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)　１から２の９までにより算定した単位数の 1000 分の 117 に相当する単位数 ⑹　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)　１から２の９までにより算定した単位数の 1000 分の 125 に相当する単位数 ⑺　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)　１から２の９までにより算定した単位数の 1000 分の 93 に相当する単位数 ⑻　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)　１から２の９までにより算定した単位数の 1000 分の 109 に相当する単位数 ⑼　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)　１から２の９までにより算定した単位数の 1000 分の 64 に相当する単位数
第９　施設入所支援 １～13の６　（略） 14　福祉・介護職員等処遇改善加算 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定障害者支援施設等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　１から13の６まで	第９　施設入所支援 １～13 の６　（略） 14　福祉・介護職員等処遇改善加算 注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定障害者支援施設等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注２において同じ。）が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　１から 13 の６まで

により算定した単位数の1000分の186に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　１から13の６までにより算定した単位数の1000分の193に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から13の６までにより算定した単位数の1000分の165に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から13の６までにより算定した単位数の1000分の142に相当する単位数

（削る）

により算定した単位数の 1000 分の 159 に相当する単位数

（新設）

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から 13 の６までにより算定した単位数の 1000 分の 138 に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から 13 の６までにより算定した単位数の 1000 分の 115 に相当する単位数

２　令和７年３月 31 日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　１から 13 の６までにより算定した単位数の 1000 分の 131 に相当する単位数

(2)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　１から 13 の６までにより算定した単位数の 1000 分の 136 に相当する単位数

(3)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　１から 13 の６までにより算定した単位数の 1000 分の 108 に相当する単位数

(4)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　１から 13 の６までにより算定した単位数の 1000 分の 108 に相当する単位数

(5)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)　１から 13 の６までにより算定した単位数の 1000 分の 110 に相当する単位数

	⑹　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑽　１から13の６までにより算定した単位数の 1000 分の 80 に相当する単位数 ⑺　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑾　１から13の６までにより算定した単位数の 1000 分の 87 に相当する単位数 ⑻　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒀　１から13の６までにより算定した単位数の 1000 分の 87 に相当する単位数 ⑼　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒁　１から13の６までにより算定した単位数の 1000 分の 59 に相当する単位数
第10　自立訓練（機能訓練） １～８の５　（略） ９　福祉・介護職員等処遇改善加算 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立訓練（機能訓練）事業所等、基準該当自立訓練（機能訓練）事業所又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等、基準該当自立訓練（機能訓練）又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	第10　自立訓練（機能訓練） １～８の５　（略） ９　福祉・介護職員等処遇改善加算 注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立訓練（機能訓練）事業所等、基準該当自立訓練（機能訓練）事業所又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注２において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等、基準該当自立訓練（機能訓練）又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
イ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑴イ　１から８の５までにより算定した単位数の 1000 分の 164 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 151 に相当する	イ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑴　１から８の５までにより算定した単位数の 1000 分の 138 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 125 に相当

単位数） ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　１から８の５までにより算定した単位数の 1000 分の 171 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 158 に相当する単位数） ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　１から８の５までにより算定した単位数の 1000 分の 160 に相当する単位数 ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　１から８の５までにより算定した単位数の 1000 分の 167 に相当する単位数 ホ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から８の５までにより算定した単位数の 1000 分の 124 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 125 に相当する単位数） ヘ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から８の５までにより算定した単位数の 1000 分の 106 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 107 に相当する単位数） （削る）	する単位数） （新設） ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　１から８の５までにより算定した単位数の 1000 分の 134 に相当する単位数 （新設） ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から８の５までにより算定した単位数の 1000 分の 98 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 99 に相当する単位数） ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から８の５までにより算定した単位数の 1000 分の 80 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 81 に相当する単位数） ２　令和７年３月 31 日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等、基準該当自立訓練（機能訓練）事業所又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等、基準該当自立訓練（機能訓練）又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　１から８の５までにより算定した単位数の 1000 分の 120 に相当する単位

数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 107 に相当する単位数）

⑵　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑵　１から８の５までにより算定した単位数の 1000 分の 120 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 107 に相当する単位数）

⑶　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑶　１から８の５までにより算定した単位数の 1000 分の 116 に相当する単位数

⑷　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑷　１から８の５までにより算定した単位数の 1000 分の 116 に相当する単位数

⑸　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑸　１から８の５までにより算定した単位数の 1000 分の 102 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 89 に相当する単位数）

⑹　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑹　１から８の５までにより算定した単位数の 1000 分の 98 に相当する単位数

⑺　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑺　１から８の５までにより算定した単位数の 1000 分の 98 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 85 に相当する単位数）

⑻　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑻　１から８の５までにより算定した単位数の 1000 分の 80 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 81 に相当する単位数）

⑼　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑼　１から８の５までにより算定した単位数の 1000 分の 94 に相当する単位数

⑽　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑽　１から８の５ま

	でにより算定した単位数の 1000 分の 80 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 67 に相当する単位数）
	⑾　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑾　１から８の５までにより算定した単位数の 1000 分の 62 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 63 に相当する単位数）
	⑿　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑿　１から８の５までにより算定した単位数の 1000 分の 76 に相当する単位数
	⒀　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⒀　１から８の５までにより算定した単位数の 1000 分の 58 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 59 に相当する単位数）
	⒁　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⒁　１から８の５までにより算定した単位数の 1000 分の 40 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 41 に相当する単位数）
第11　自立訓練（生活訓練）	第11　自立訓練（生活訓練）
１～12の５　（略）	１～12の５　（略）
13　福祉・介護職員等処遇改善加算	13　福祉・介護職員等処遇改善加算
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げる	注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注２において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を

その他の加算は算定しない。	算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　１から 12 の５までにより算定した単位数の 1000 分の 164 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 151 に相当する単位数）	イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　１から 12 の５までにより算定した単位数の 1000 分の 138 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 125 に相当する単位数）
ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　１から 12 の５までにより算定した単位数の 1000 分の 171 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 158 に相当する単位数）	（新設）
ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　１から12の５までにより算定した単位数の 1000 分の 160 に相当する単位数	ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　１から12の５までにより算定した単位数の 1000 分の 134 に相当する単位数
ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　１から12の５までにより算定した単位数の 1000 分の 167 に相当する単位数	（新設）
ホ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から12の５までにより算定した単位数の 1000 分の 124 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 125 に相当する単位数）	ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から12の５までにより算定した単位数の 1000 分の 98 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 99 に相当する単位数）
ヘ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から12の５までにより算定した単位数の 1000 分の 106 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 107 に相当する単位数）	ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から12の５までにより算定した単位数の 1000 分の 80 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 81 に相当する単位数）
（削る）	２　令和７年３月 31 日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定し

ている場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑴　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の107に相当する単位数）

⑵　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑵　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の107に相当する単位数）

⑶　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑶　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の116に相当する単位数

⑷　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑷　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の116に相当する単位数

⑸　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑸　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の89に相当する単位数）

⑹　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑹　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数

⑺　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑺　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の85に相当する単位数）

⑻　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑻　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の81に相当する単位数）

	⑼　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑼　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の94に相当する単位数
	⑽　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑽　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の67に相当する単位数）
	⑾　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑾　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の62に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の63に相当する単位数）
	⑿　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑿　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数
	⒀　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒀　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の59に相当する単位数）
	⒁　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒁　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の41に相当する単位数）
第11の２　就労選択支援	第11の２　就労選択支援
１～10　（略）	１～10　（略）
11　福祉・介護職員等処遇改善加算	11　福祉・介護職員等処遇改善加算
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労選択支援事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定就労選択支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い	注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労選択支援事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定就労選択支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い

、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　１から 10 までにより算定した単位数の 1000 分の 115 に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　１から 10 までにより算定した単位数の 1000 分の 119 に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　１から10までにより算定した単位数の 1000 分の 113 に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　１から10までにより算定した単位数の 1000 分の 117 に相当する単位数

ホ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から10までにより算定した単位数の 1000 分の 98 に相当する単位数

ヘ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から10までにより算定した単位数の 1000 分の 81 に相当する単位数

第12　就労移行支援

１～15の７　（略）

16　福祉・介護職員等処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労移行支援事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　１から 15 の７までにより算定した単位数の 1000 分の 115 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 119 に相当する

、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　１から 10 までにより算定した単位数の 1000 分の 103 に相当する単位数

（新設）

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　１から10までにより算定した単位数の 1000 分の 101 に相当する単位数

（新設）

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から10までにより算定した単位数の 1000 分の 86 に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から10までにより算定した単位数の 1000 分の 69 に相当する単位数

第12　就労移行支援

１～15の７　（略）

16　福祉・介護職員等処遇改善加算

注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労移行支援事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注２において同じ。）が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　１から 15 の７までにより算定した単位数の 1000 分の 103 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 107 に相当

単位数）

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の119に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の123に相当する単位数）

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の113に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の117に相当する単位数

ホ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の101に相当する単位数）

ヘ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の83に相当する単位数）

（削る）

する単位数）

（新設）

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数

（新設）

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の89に相当する単位数）

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の71に相当する単位数）

２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の94に相当する単位数）

(2)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　１から15の７ま

でにより算定した単位数の 1000 分の 86 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 89 に相当する単位数）

⑶　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑶　１から15の７までにより算定した単位数の 1000 分の 88 に相当する単位数

⑷　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑷　１から15の７までにより算定した単位数の 1000 分の 84 に相当する単位数

⑸　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑸　１から15の７までにより算定した単位数の 1000 分の 73 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 76 に相当する単位数）

⑹　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑹　１から15の７までにより算定した単位数の 1000 分の 71 に相当する単位数

⑺　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑺　１から15の７までにより算定した単位数の 1000 分の 65 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 67 に相当する単位数）

⑻　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑻　１から15の７までにより算定した単位数の 1000 分の 73 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 76 に相当する単位数）

⑼　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑼　１から15の７までにより算定した単位数の 1000 分の 63 に相当する単位数

⑽　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑽　１から15の７までにより算定した単位数の 1000 分の 52 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 54 に相当する単位数）

⑾　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑾　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の58に相当する単位数）

⑿　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑿　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数

⒀　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒀　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の48に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の49に相当する単位数）

⒁　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒁　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の36に相当する単位数）

第13　就労継続支援Ａ型

１～14の５　（略）

15　福祉・介護職員等処遇改善加算

注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労継続支援Ａ型事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注２において同じ。）が、利用者に対し、指定就労継続支援Ａ型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の105に相当

単位数） ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑴ロ　１から 14 の５までにより算定した単位数の 1000 分の 112 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 121 に相当する単位数） ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑵イ　１から 14 の５までにより算定した単位数の 1000 分の 106 に相当する単位数 ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑵ロ　１から 14 の５までにより算定した単位数の 1000 分の 110 に相当する単位数 ホ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑶　１から 14 の５までにより算定した単位数の 1000 分の 91 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 99 に相当する単位数） ヘ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑷　１から 14 の５までにより算定した単位数の 1000 分の 75 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 81 に相当する単位数） （削る）	する単位数） （新設） ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑵　１から 14 の５までにより算定した単位数の 1000 分の 94 に相当する単位数 （新設） ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑶　１から 14 の５までにより算定した単位数の 1000 分の 79 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 87 に相当する単位数） ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑷　１から 14 の５までにより算定した単位数の 1000 分の 63 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 69 に相当する単位数） ２　令和７年３月 31 日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援Ａ型事業所等（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定就労継続支援Ａ型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ⑴　福祉・介護職員等処遇改善加算⑸⑴　１から 14 の５までにより算定した単位数の 1000 分の 83 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 92 に相当する単位数） ⑵　福祉・介護職員等処遇改善加算⑸⑵　１から 14 の５ま

でにより算定した単位数の 1000 分の 80 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 87 に相当する単位数）

⑶　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑶　１から14の５までにより算定した単位数の 1000 分の 81 に相当する単位数

⑷　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑷　１から14の５までにより算定した単位数の 1000 分の 78 に相当する単位数

⑸　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑸　１から14の５までにより算定した単位数の 1000 分の 67 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 74 に相当する単位数）

⑹　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑹　１から14の５までにより算定した単位数の 1000 分の 65 に相当する単位数

⑺　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑺　１から14の５までにより算定した単位数の 1000 分の 62 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 66 に相当する単位数）

⑻　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑻　１から14の５までにより算定した単位数の 1000 分の 66 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 74 に相当する単位数）

⑼　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑼　１から14の５までにより算定した単位数の 1000 分の 60 に相当する単位数

⑽　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑽　１から14の５までにより算定した単位数の 1000 分の 49 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 53 に相当する単位数）

	⑾　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑾　１から14の５までにより算定した単位数の 1000 分の 50 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 56 に相当する単位数）
	⑿　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑿　１から14の５までにより算定した単位数の 1000 分の 47 に相当する単位数
	⒀　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒀　１から14の５までにより算定した単位数の 1000 分の 45 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 48 に相当する単位数）
	⒁　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒁　１から14の５までにより算定した単位数の 1000 分の 32 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 35 に相当する単位数）
第14　就労継続支援Ｂ型	第14　就労継続支援Ｂ型
１　就労継続支援Ｂ型サービス費（１日につき）	１　就労継続支援Ｂ型サービス費（１日につき）
イ　就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅰ)	イ　就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅰ)
⑴　利用定員が20人以下	⑴　利用定員が20人以下
㈠　平均工賃月額が４万８千円以上の場合　837単位	㈠　平均工賃月額が４万５千円以上の場合　837単位
㈡　平均工賃月額が４万５千円以上４万８千円未満の場合　812単位	（新設）
㈢　平均工賃月額が３万８千円以上４万５千円未満の場合　805単位	㈡　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満の場合　805単位
㈣　平均工賃月額が３万５千円以上３万８千円未満の場合　781単位	（新設）
㈤　平均工賃月額が３万３千円以上３万５千円未満の場合　758単位	㈢　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満の場合　758単位
㈥　平均工賃月額が３万円以上３万３千円未満の場合　738単位	（新設）
㈦　平均工賃月額が２万８千円以上３万円未満の場合	㈣　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合

738単位	738単位
㈧　平均工賃月額が２万５千円以上２万８千円未満の場合	（新設）
726単位	
㈨　平均工賃月額が２万３千円以上２万５千円未満の場合	㈤　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合
726単位	726単位
㈩　平均工賃月額が２万円以上２万３千円未満の場合	（新設）
705単位	
㈪　平均工賃月額が１万８千円以上２万円未満の場合	㈥　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満の場合
703単位	703単位
㈫　平均工賃月額が１万５千円以上１万８千円未満の場合	（新設）
682単位	
㈬・㈭　（略）	㈦・㈧　（略）
⑵　利用定員が21人以上40人以下	⑵　利用定員が21人以上40人以下
㈠　平均工賃月額が４万８千円以上の場合　746単位	㈠　平均工賃月額が４万５千円以上の場合　746単位
㈡　平均工賃月額が４万５千円以上４万８千円未満の場合	（新設）
724単位	
㈢　平均工賃月額が３万８千円以上４万５千円未満の場合	㈡　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満の場合
717単位	717単位
㈣　平均工賃月額が３万５千円以上３万８千円未満の場合	（新設）
696単位	
㈤　平均工賃月額が３万３千円以上３万５千円未満の場合	㈢　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満の場合
676単位	676単位
㈥　平均工賃月額が３万円以上３万３千円未満の場合	（新設）
660単位	
㈦　平均工賃月額が２万８千円以上３万円未満の場合	㈣　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合
660単位	660単位
㈧　平均工賃月額が２万５千円以上２万８千円未満の場合	（新設）
641単位	
㈨　平均工賃月額が２万３千円以上２万５千円未満の場合	㈤　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合
637単位	637単位
㈩　平均工賃月額が２万円以上２万３千円未満の場合	（新設）

624単位	
㈩　平均工賃月額が１万８千円以上２万円未満の場合	㈥　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満の場合
624単位	624単位
㈪　平均工賃月額が１万５千円以上１万８千円未満の場合	（新設）
606単位	
㈫・㈬　（略）	㈦・㈧　（略）
⑶　利用定員が41人以上60人以下	⑶　利用定員が41人以上60人以下
㈠　平均工賃月額が４万８千円以上の場合　700単位	㈠　平均工賃月額が４万５千円以上の場合　700単位
㈡　平均工賃月額が４万５千円以上４万８千円未満の場合	（新設）
679単位	
㈢　平均工賃月額が３万８千円以上４万５千円未満の場合	㈡　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満の場合
674単位	674単位
㈣　平均工賃月額が３万５千円以上３万８千円未満の場合	（新設）
654単位	
㈤　平均工賃月額が３万３千円以上３万５千円未満の場合	㈢　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満の場合
636単位	636単位
㈥　平均工賃月額が３万円以上３万３千円未満の場合	（新設）
620単位	
㈦　平均工賃月額が２万８千円以上３万円未満の場合	㈣　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合
620単位	620単位
㈧　平均工賃月額が２万５千円以上２万８千円未満の場合	（新設）
602単位	
㈨　平均工賃月額が２万３千円以上２万５千円未満の場合	㈤　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合
600単位	600単位
㈩　平均工賃月額が２万円以上２万３千円未満の場合	（新設）
586単位	
㈠㈠　平均工賃月額が１万８千円以上２万円未満の場合	㈥　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満の場合
586単位	586単位
㈠㈡　平均工賃月額が１万５千円以上１万８千円未満の場合	（新設）
569単位	
㈠㈢・㈠㈣　（略）	㈦・㈧　（略）

⑷　利用定員が61人以上80人以下	⑷　利用定員が61人以上80人以下
㈠　平均工賃月額が４万８千円以上の場合　688単位	㈠　平均工賃月額が４万５千円以上の場合　688単位
㈡　平均工賃月額が４万５千円以上４万８千円未満の場合　668単位	（新設）
㈢　平均工賃月額が３万８千円以上４万５千円未満の場合　662単位	㈡　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満の場合　662単位
㈣　平均工賃月額が３万５千円以上３万８千円未満の場合　643単位	（新設）
㈤　平均工賃月額が３万３千円以上３万５千円未満の場合　625単位	㈢　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満の場合　625単位
㈥　平均工賃月額が３万円以上３万３千円未満の場合　609単位	（新設）
㈦　平均工賃月額が２万８千円以上３万円未満の場合　609単位	㈣　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合　609単位
㈧　平均工賃月額が２万５千円以上２万８千円未満の場合　591単位	（新設）
㈨　平均工賃月額が２万３千円以上２万５千円未満の場合　589単位	㈤　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合　589単位
㈩　平均工賃月額が２万円以上２万３千円未満の場合　575単位	（新設）
㈪　平均工賃月額が１万８千円以上２万円未満の場合　575単位	㈥　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満の場合　575単位
㈫　平均工賃月額が１万５千円以上１万８千円未満の場合　558単位	（新設）
㈬・㈭　（略）	㈦・㈧　（略）
⑸　利用定員が81人以上	⑸　利用定員が81人以上
㈠　平均工賃月額が４万８千円以上の場合　666単位	㈠　平均工賃月額が４万５千円以上の場合　666単位
㈡　平均工賃月額が４万５千円以上４万８千円未満の場合　647単位	（新設）
㈢　平均工賃月額が３万８千円以上４万５千円未満の場合　640単位	㈡　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満の場合　640単位

㈣　平均工賃月額が３万５千円以上３万８千円未満の場合　621単位	
㈤　平均工賃月額が３万３千円以上３万５千円未満の場合　605単位	㈢　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満の場合　605単位
㈥　平均工賃月額が３万円以上３万３千円未満の場合　590単位	（新設）
㈦　平均工賃月額が２万８千円以上３万円未満の場合　590単位	㈣　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合　590単位
㈧　平均工賃月額が２万５千円以上２万８千円未満の場合　573単位	（新設）
㈨　平均工賃月額が２万３千円以上２万５千円未満の場合　570単位	㈤　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合　570単位
㈩　平均工賃月額が２万円以上２万３千円未満の場合　557単位	（新設）
㈪　平均工賃月額が１万８千円以上２万円未満の場合　557単位	㈥　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満の場合　557単位
㈫　平均工賃月額が１万５千円以上１万８千円未満の場合　541単位	（新設）
㈬・㈭　（略）	㈦・㈧　（略）
ロ　就労継続支援Ｂ型サービス費⑵	ロ　就労継続支援Ｂ型サービス費⑵
⑴　利用定員が20人以下	⑴　利用定員が20人以下
㈠　平均工賃月額が４万８千円以上の場合　748単位	㈠　平均工賃月額が４万５千円以上の場合　748単位
㈡　平均工賃月額が４万５千円以上４万８千円未満の場合　726単位	（新設）
㈢　平均工賃月額が３万８千円以上４万５千円未満の場合　716単位	㈡　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満の場合　716単位
㈣　平均工賃月額が３万５千円以上３万８千円未満の場合　695単位	（新設）
㈤　平均工賃月額が３万３千円以上３万５千円未満の場合　669単位	㈢　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満の場合　669単位
㈥　平均工賃月額が３万円以上３万３千円未満の場合	（新設）

649単位	
㈦　平均工賃月額が２万８千円以上３万円未満の場合	㈣　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合
649単位	649単位
㈧　平均工賃月額が２万５千円以上２万８千円未満の場合	（新設）
637単位	
㈨　平均工賃月額が２万３千円以上２万５千円未満の場合	㈤　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合
637単位	637単位
㈩　平均工賃月額が２万円以上２万３千円未満の場合	（新設）
618単位	
㈪　平均工賃月額が１万８千円以上２万円未満の場合	㈥　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満の場合
614単位	614単位
㈫　平均工賃月額が１万５千円以上１万８千円未満の場合	（新設）
596単位	
㈬・㈭　（略）	㈦・㈧　（略）
⑵　利用定員が21人以上40人以下	⑵　利用定員が21人以上40人以下
㈠　平均工賃月額が４万８千円以上の場合　666単位	㈠　平均工賃月額が４万５千円以上の場合　666単位
㈡　平均工賃月額が４万５千円以上４万８千円未満の場合	（新設）
647単位	
㈢　平均工賃月額が３万８千円以上４万５千円未満の場合	㈡　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満の場合
637単位	637単位
㈣　平均工賃月額が３万５千円以上３万８千円未満の場合	（新設）
618単位	
㈤　平均工賃月額が３万３千円以上３万５千円未満の場合	㈢　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満の場合
596単位	596単位
㈥　平均工賃月額が３万円以上３万３千円未満の場合	（新設）
580単位	
㈦　平均工賃月額が２万８千円以上３万円未満の場合	㈣　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合
580単位	580単位
㈧　平均工賃月額が２万５千円以上２万８千円未満の場合	（新設）
563単位	
㈨　平均工賃月額が２万３千円以上２万５千円未満の場合	㈤　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合

557単位	557単位
㈩　平均工賃月額が２万円以上２万３千円未満の場合	（新設）
544単位	
㈪　平均工賃月額が１万８千円以上２万円未満の場合	㈥　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満の場合
544単位	544単位
㈫　平均工賃月額が１万５千円以上１万８千円未満の場合	（新設）
528単位	
㈬・㈭　（略）	㈦・㈧　（略）
⑶　利用定員が41人以上60人以下	⑶　利用定員が41人以上60人以下
㈠　平均工賃月額が４万８千円以上の場合　625単位	㈠　平均工賃月額が４万５千円以上の場合　625単位
㈡　平均工賃月額が４万５千円以上４万８千円未満の場合	（新設）
607単位	
㈢　平均工賃月額が３万８千円以上４万５千円未満の場合	㈡　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満の場合
599単位	599単位
㈣　平均工賃月額が３万５千円以上３万８千円未満の場合	（新設）
582単位	
㈤　平均工賃月額が３万３千円以上３万５千円未満の場合	㈢　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満の場合
561単位	561単位
㈥　平均工賃月額が３万円以上３万３千円未満の場合	（新設）
545単位	
㈦　平均工賃月額が２万８千円以上３万円未満の場合	㈣　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合
545単位	545単位
㈧　平均工賃月額が２万５千円以上２万８千円未満の場合	（新設）
529単位	
㈨　平均工賃月額が２万３千円以上２万５千円未満の場合	㈤　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合
525単位	525単位
㈩　平均工賃月額が２万円以上２万３千円未満の場合	（新設）
511単位	
㈪　平均工賃月額が１万８千円以上２万円未満の場合	㈥　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満の場合
511単位	511単位
㈫　平均工賃月額が１万５千円以上１万８千円未満の場合	（新設）

496単位	
㈩・㈪　（略）	㈦・㈧　（略）
⑷　利用定員が61人以上80人以下	⑷　利用定員が61人以上80人以下
㈠　平均工賃月額が４万８千円以上の場合　614単位	㈠　平均工賃月額が４万５千円以上の場合　614単位
㈡　平均工賃月額が４万５千円以上４万８千円未満の場合 596単位	（新設）
㈢　平均工賃月額が３万８千円以上４万５千円未満の場合 588単位	㈡　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満の場合 588単位
㈣　平均工賃月額が３万５千円以上３万８千円未満の場合 571単位	（新設）
㈤　平均工賃月額が３万３千円以上３万５千円未満の場合 551単位	㈢　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満の場合 551単位
㈥　平均工賃月額が３万円以上３万３千円未満の場合 535単位	（新設）
㈦　平均工賃月額が２万８千円以上３万円未満の場合 535単位	㈣　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合 535単位
㈧　平均工賃月額が２万５千円以上２万８千円未満の場合 519単位	（新設）
㈨　平均工賃月額が２万３千円以上２万５千円未満の場合 515単位	㈤　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合 515単位
㈩　平均工賃月額が２万円以上２万３千円未満の場合 501単位	（新設）
㈪　平均工賃月額が１万８千円以上２万円未満の場合 501単位	㈥　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満の場合 501単位
㈫　平均工賃月額が１万５千円以上１万８千円未満の場合 486単位	（新設）
㈬・㈭　（略）	㈦・㈧　（略）
⑸　利用定員が81人以上	⑸　利用定員が81人以上
㈠　平均工賃月額が４万８千円以上の場合　594単位	㈠　平均工賃月額が４万５千円以上の場合　594単位
㈡　平均工賃月額が４万５千円以上４万８千円未満の場合 577単位	（新設）

㈢　平均工賃月額が３万８千円以上４万５千円未満の場合 568単位	㈡　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満の場合 568単位
㈣　平均工賃月額が３万５千円以上３万８千円未満の場合 551単位	（新設）
㈤　平均工賃月額が３万３千円以上３万５千円未満の場合 533単位	㈢　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満の場合 533単位
㈥　平均工賃月額が３万円以上３万３千円未満の場合 518単位	（新設）
㈦　平均工賃月額が２万８千円以上３万円未満の場合 518単位	㈣　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合 518単位
㈧　平均工賃月額が２万５千円以上２万８千円未満の場合 503単位	（新設）
㈨　平均工賃月額が２万３千円以上２万５千円未満の場合 498単位	㈤　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合 498単位
㈩　平均工賃月額が２万円以上２万３千円未満の場合 485単位	（新設）
㈠㈠　平均工賃月額が１万８千円以上２万円未満の場合 485単位	㈥　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満の場合 485単位
㈠㈡　平均工賃月額が１万５千円以上１万８千円未満の場合 471単位	（新設）
㈠㈢・㈠㈣　（略）	㈦・㈧　（略）
ハ　就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅲ)	ハ　就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅲ)
(1)　利用定員が20人以下	(1)　利用定員が20人以下
㈠　平均工賃月額が４万８千円以上の場合　682単位	㈠　平均工賃月額が４万５千円以上の場合　682単位
㈡　平均工賃月額が４万５千円以上４万８千円未満の場合 662単位	（新設）
㈢　平均工賃月額が３万８千円以上４万５千円未満の場合 653単位	㈡　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満の場合 653単位
㈣　平均工賃月額が３万５千円以上３万８千円未満の場合 634単位	（新設）
㈤　平均工賃月額が３万３千円以上３万５千円未満の場合	㈢　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満の場合

611単位	611単位
㈥　平均工賃月額が３万円以上３万３千円未満の場合	（新設）
594単位	
㈦　平均工賃月額が２万８千円以上３万円未満の場合	㈣　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合
594単位	594単位
㈧　平均工賃月額が２万５千円以上２万８千円未満の場合	（新設）
577単位	
㈨　平均工賃月額が２万３千円以上２万５千円未満の場合	㈤　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合
572単位	572単位
㈩　平均工賃月額が２万円以上２万３千円未満の場合	（新設）
557単位	
㈪　平均工賃月額が１万８千円以上２万円未満の場合	㈥　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満の場合
557単位	557単位
㈫　平均工賃月額が１万５千円以上１万８千円未満の場合	（新設）
541単位	
㈬・㈭　（略）	㈦・㈧　（略）
⑵　利用定員が21人以上40人以下	⑵　利用定員が21人以上40人以下
㈠　平均工賃月額が４万８千円以上の場合　609単位	㈠　平均工賃月額が４万５千円以上の場合　609単位
㈡　平均工賃月額が４万５千円以上４万８千円未満の場合	（新設）
591単位	
㈢　平均工賃月額が３万８千円以上４万５千円未満の場合	㈡　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満の場合
584単位	584単位
㈣　平均工賃月額が３万５千円以上３万８千円未満の場合	（新設）
567単位	
㈤　平均工賃月額が３万３千円以上３万５千円未満の場合	㈢　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満の場合
547単位	547単位
㈥　平均工賃月額が３万円以上３万３千円未満の場合	（新設）
532単位	
㈦　平均工賃月額が２万８千円以上３万円未満の場合	㈣　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合
532単位	532単位
㈧　平均工賃月額が２万５千円以上２万８千円未満の場合	（新設）

517単位	
㈨　平均工賃月額が２万３千円以上２万５千円未満の場合	㈤　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合
511単位	511単位
㈩　平均工賃月額が２万円以上２万３千円未満の場合	（新設）
497単位	
㈪　平均工賃月額が１万８千円以上２万円未満の場合	㈥　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満の場合
497単位	497単位
㈫　平均工賃月額が１万５千円以上１万８千円未満の場合	（新設）
483単位	
㈬・㈭　（略）	㈦・㈧　（略）
⑶　利用定員が41人以上60人以下	⑶　利用定員が41人以上60人以下
㈠　平均工賃月額が４万８千円以上の場合　564単位	㈠　平均工賃月額が４万５千円以上の場合　564単位
㈡　平均工賃月額が４万５千円以上４万８千円未満の場合	（新設）
548単位	
㈢　平均工賃月額が３万８千円以上４万５千円未満の場合	㈡　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満の場合
541単位	541単位
㈣　平均工賃月額が３万５千円以上３万８千円未満の場合	（新設）
525単位	
㈤　平均工賃月額が３万３千円以上３万５千円未満の場合	㈢　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満の場合
508単位	508単位
㈥　平均工賃月額が３万円以上３万３千円未満の場合	（新設）
493単位	
㈦　平均工賃月額が２万８千円以上３万円未満の場合	㈣　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合
493単位	493単位
㈧　平均工賃月額が２万５千円以上２万８千円未満の場合	（新設）
479単位	
㈨　平均工賃月額が２万３千円以上２万５千円未満の場合	㈤　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合
474単位	474単位
㈩　平均工賃月額が２万円以上２万３千円未満の場合	（新設）
461単位	
㈪　平均工賃月額が１万８千円以上２万円未満の場合	㈥　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満の場合

461単位	461単位
㈦　平均工賃月額が１万５千円以上１万８千円未満の場合 448単位	（新設）
㈧・㈨　（略）	㈦・㈧　（略）
⑷　利用定員が61人以上80人以下	⑷　利用定員が61人以上80人以下
㈠　平均工賃月額が４万８千円以上の場合　554単位	㈠　平均工賃月額が４万５千円以上の場合　554単位
㈡　平均工賃月額が４万５千円以上４万８千円未満の場合 538単位	（新設）
㈢　平均工賃月額が３万８千円以上４万５千円未満の場合 530単位	㈡　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満の場合 530単位
㈣　平均工賃月額が３万５千円以上３万８千円未満の場合 515単位	（新設）
㈤　平均工賃月額が３万３千円以上３万５千円未満の場合 498単位	㈢　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満の場合 498単位
㈥　平均工賃月額が３万円以上３万３千円未満の場合 484単位	（新設）
㈦　平均工賃月額が２万８千円以上３万円未満の場合 483単位	㈣　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合 483単位
㈧　平均工賃月額が２万５千円以上２万８千円未満の場合 469単位	（新設）
㈨　平均工賃月額が２万３千円以上２万５千円未満の場合 465単位	㈤　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合 465単位
㈩　平均工賃月額が２万円以上２万３千円未満の場合 452単位	（新設）
⑽　平均工賃月額が１万８千円以上２万円未満の場合 452単位	㈥　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満の場合 452単位
⑾　平均工賃月額が１万５千円以上１万８千円未満の場合 439単位	（新設）
⑿・⒀　（略）	㈦・㈧　（略）
⑸　利用定員が81人以上	⑸　利用定員が81人以上
㈠　平均工賃月額が４万８千円以上の場合　535単位	㈠　平均工賃月額が４万５千円以上の場合　535単位

㈡　平均工賃月額が４万５千円以上４万８千円未満の場合 519単位	（新設）
㈢　平均工賃月額が３万８千円以上４万５千円未満の場合 512単位	㈡　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満の場合 512単位
㈣　平均工賃月額が３万５千円以上３万８千円未満の場合 497単位	（新設）
㈤　平均工賃月額が３万３千円以上３万５千円未満の場合 480単位	㈢　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満の場合 480単位
㈥　平均工賃月額が３万円以上３万３千円未満の場合 467単位	（新設）
㈦　平均工賃月額が２万８千円以上３万円未満の場合 467単位	㈣　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合 467単位
㈧　平均工賃月額が２万５千円以上２万８千円未満の場合 453単位	（新設）
㈨　平均工賃月額が２万３千円以上２万５千円未満の場合 449単位	㈤　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合 449単位
㈩　平均工賃月額が２万円以上２万３千円未満の場合 437単位	（新設）
⑾　平均工賃月額が１万８千円以上２万円未満の場合 437単位	㈥　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満の場合 437単位
⑿　平均工賃月額が１万５千円以上１万８千円未満の場合 424単位	（新設）
⒀・⒁　（略）	㈦・㈧　（略）
ニ～ト　（略）	ニ～ト　（略）
注１　（略）	注１　（略）
２　イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労継続支援Ｂ型事業所（指定障害福祉サービス基準第198条に規定する指定就労継続支援Ｂ型の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）又は指定障害者支援施設（以下この注２	２　イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労継続支援Ｂ型事業所（指定障害福祉サービス基準第198条に規定する指定就労継続支援Ｂ型の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）又は指定障害者支援施設（以下この注２

から注７まで及び注17において「特定指定就労継続支援Ｂ型事業所等」という。）において、指定就労継続支援Ｂ型等を行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に応じ、１日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援Ｂ型事業所等の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。	から注７までにおいて「特定指定就労継続支援Ｂ型事業所等」という。）において、指定就労継続支援Ｂ型等を行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に応じ、１日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援Ｂ型事業所等の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。
３～16　（略）	３～16　（略）
17　令和８年６月１日以降新規に指定を受けた特定指定就労継続支援Ｂ型事業所等（別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所並びに都道府県知事が地域に特に必要であるとして指定する事業所であることが客観的に明らかであるものを除く。）が、利用者に対し、指定就労継続支援Ｂ型等を行った場合は、所定単位数に代えて、イからハまでに掲げる単位数の1000分の984に相当する単位数を算定する。ただし、次の⑴又は⑵に該当する場合は、当該月において所定単位数を算定する。	（新設）
⑴　当該月において次に掲げるいずれかの加算を１日以上算定している事業所である場合	
㈠　２の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	
㈡　２の２の高次脳機能障害者支援体制加算	
⑵　当該月において10のニの医療連携体制加算㈣を１日以上算定している利用者である場合	
２～16の４　（略）	２～16の４　（略）
17　福祉・介護職員等処遇改善加算	17　福祉・介護職員等処遇改善加算
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労継続支援Ｂ型事業所等又は基準該当就労継続支援Ｂ型事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国	注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労継続支援Ｂ型事業所等又は基準該当就労継続支援Ｂ型事業所（国、のぞみの園又は独立

立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定就労継続支援Ｂ型等又は基準該当就労継続支援Ｂ型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注２において同じ。）が、利用者に対し、指定就労継続支援Ｂ型等又は基準該当就労継続支援Ｂ型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
イ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑴イ　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の105に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の116に相当する単位数）	イ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑴　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の93に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の104に相当する単位数）
ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑴ロ　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の120に相当する単位数）	（新設）
ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑵イ　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の103に相当する単位数	ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑵　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の91に相当する単位数
ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑵ロ　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の107に相当する単位数	（新設）
ホ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑶　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の98に相当する単位数）	ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑶　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の86に相当する単位数）
ヘ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑷　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の81に相当する単位数）	ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑷　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の62に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の69に相当する単位数）
（削る）	２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所等又は基準該当就労継続支援Ｂ型事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）

が、利用者に対し、指定就労継続支援Ｂ型等又は基準該当就労継続支援Ｂ型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　１から16の４までにより算定した単位数の 1000 分の 80 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 91 に相当する単位数）

⑵　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　１から16の４までにより算定した単位数の 1000 分の 79 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 87 に相当する単位数）

⑶　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)　１から16の４までにより算定した単位数の 1000 分の 78 に相当する単位数

⑷　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)　１から16の４までにより算定した単位数の 1000 分の 77 に相当する単位数

⑸　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　１から16の４までにより算定した単位数の 1000 分の 66 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 74 に相当する単位数）

⑹　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)　１から16の４までにより算定した単位数の 1000 分の 64 に相当する単位数

⑺　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　１から16の４までにより算定した単位数の 1000 分の 61 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 66 に相当する単位数）

⑻　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)　１から16の４ま

	でにより算定した単位数の 1000 分の 63 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 73 に相当する単位数）
	⑼　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑼　１から16の４までにより算定した単位数の 1000 分の 59 に相当する単位数
	⑽　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑽　１から16の４までにより算定した単位数の 1000 分の 48 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 53 に相当する単位数）
	⑾　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑾　１から16の４までにより算定した単位数の 1000 分の 49 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 56 に相当する単位数）
	⑿　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑿　１から16の４までにより算定した単位数の 1000 分の 46 に相当する単位数
	⒀　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒀　１から16の４までにより算定した単位数の 1000 分の 44 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 48 に相当する単位数）
	⒁　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒁　１から16の４までにより算定した単位数の 1000 分の 31 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 35 に相当する単位数）
第14の２　就労定着支援	第14の２　就労定着支援
１～６　（略）	１～６　（略）
７　福祉・介護職員等処遇改善加算	７　福祉・介護職員等処遇改善加算
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った	注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を

指定就労定着支援事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定就労定着支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	行った指定就労定着支援事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注２において同じ。）が、利用者に対し、指定就労定着支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
イ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑴イ　１から６までにより算定した単位数の1000分の115に相当する単位数	イ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑴　１から６までにより算定した単位数の1000分の103に相当する単位数
ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑴ロ　１から６までにより算定した単位数の1000分の119に相当する単位数	（新設）
ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑶　１から６までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数	ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑶　１から６までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数
ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑷　１から６までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数	ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑷　１から６までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数
（削る）	２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労定着支援事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定就労定着支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
	⑴　福祉・介護職員等処遇改善加算⑸⑴　１から６までにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数
	⑵　福祉・介護職員等処遇改善加算⑸⑵　１から６までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数
	⑶　福祉・介護職員等処遇改善加算⑸⑸　１から６までにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数
	⑷　福祉・介護職員等処遇改善加算⑸⑺　１から６までに

	より算定した単位数の 1000 分の 65 に相当する単位数 ⑸　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)　１から６までにより算定した単位数の 1000 分の 73 に相当する単位数 ⑹　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)　１から６までにより算定した単位数の 1000 分の 52 に相当する単位数 ⑺　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)　１から６までにより算定した単位数の 1000 分の 56 に相当する単位数 ⑻　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)　１から６までにより算定した単位数の 1000 分の 48 に相当する単位数 ⑼　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)　１から６までにより算定した単位数の 1000 分の 35 に相当する単位数
第14の３　自立生活援助 １～10　（略） 11　福祉・介護職員等処遇改善加算 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立生活援助事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定自立生活援助を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	第14の３　自立生活援助 １～10　（略） 11　福祉・介護職員等処遇改善加算 注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立生活援助事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注２において同じ。）が、利用者に対し、指定自立生活援助を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　１から 10 までにより算定した単位数の 1000 分の 115 に相当する単位数	イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　１から 10 までにより算定した単位数の 1000 分の 103 に相当する単位数
ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　１から 10 までにより算定した単位数の 1000 分の 119 に相当する単位数	（新設）
ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　１から10までにより算定した単位数の 1000 分の 113 に相当する単位数	ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　１から10までにより算定した単位数の 1000 分の 101 に相当する単位数
ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　１から10までによ	（新設）

り算定した単位数の 1000 分の 117 に相当する単位数

ホ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から 10 までにより算定した単位数の 1000 分の 98 に相当する単位数

ヘ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から 10 までにより算定した単位数の 1000 分の 81 に相当する単位数

(削る)

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から 10 までにより算定した単位数の 1000 分の 86 に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から 10 までにより算定した単位数の 1000 分の 69 に相当する単位数

２　令和７年３月 31 日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定自立生活援助を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　１から 10 までにより算定した単位数の 1000 分の 90 に相当する単位数

(2)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　１から 10 までにより算定した単位数の 1000 分の 86 に相当する単位数

(3)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)　１から 10 までにより算定した単位数の 1000 分の 88 に相当する単位数

(4)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)　１から 10 までにより算定した単位数の 1000 分の 84 に相当する単位数

(5)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　１から 10 までにより算定した単位数の 1000 分の 73 に相当する単位数

(6)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)　１から 10 までにより算定した単位数の 1000 分の 71 に相当する単位数

(7)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　１から 10 までにより算定した単位数の 1000 分の 65 に相当する単位数

(8)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)　１から 10 までにより算定した単位数の 1000 分の 73 に相当する単位数

(9)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)　１から 10 までに

より算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

⑽　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑽　１から10までにより算定した単位数の1000分の52に相当する単位数

⑾　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑾　１から10までにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数

⑿　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑿　１から10までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数

⒀　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒀　１から10までにより算定した単位数の1000分の48に相当する単位数

⒁　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒁　１から10までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

第15　共同生活援助

１　共同生活援助サービス費（１日につき）

イ・ロ　（略）

注１～９　（略）

（新設）

第15　共同生活援助

１　共同生活援助サービス費（１日につき）

イ・ロ　（略）

注１～９　（略）

10　令和８年６月１日以降新規に指定を受けた指定共同生活援助事業所（別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所並びに都道府県知事が地域に特に必要であるとして指定する事業所であることが客観的に明らかであるものを除く。）が、利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合は、所定単位数に代えて、イ又はロに掲げる単位数の1000分の972に相当する単位数を算定する。ただし、次の⑴又は⑵に該当する場合は、当該月において所定単位数を算定する。

⑴　当該月において次に掲げるいずれかの加算を１日以上算定している事業所である場合

㈠　１の４の２の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

㈡　１の４の４の高次脳機能障害者支援体制加算

⑵　当該月において次に掲げるいずれかの加算を１日以上算定している利用者である場合

㈠　１の６の重度障害者支援加算

㈡　１の７の医療的ケア対応支援加算 ㈢　７のニの医療連携体制加算Ⅳ	
１の２　日中サービス支援型共同生活援助サービス費（１日につき） イ・ロ　（略） 注１～12　（略） 13　令和８年６月１日以降新規に指定を受けた日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所並びに都道府県知事が地域に特に必要であるとして指定する事業所であることが客観的に明らかであるものを除く。）が、利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、所定単位数に代えて、イ又はロに掲げる単位数の1000分の972に相当する単位数を算定する。ただし、次の⑴又は⑵に該当する場合は、当該月において所定単位数を算定する。 ⑴　当該月において次に掲げるいずれかの加算を１日以上算定している事業所である場合 ㈠　１の４の２の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 ㈡　１の４の４の高次脳機能障害者支援体制加算 ⑵　当該月において次に掲げるいずれかの加算を１日以上算定している利用者である場合 ㈠　１の６の重度障害者支援加算 ㈡　１の７の医療的ケア対応支援加算 ㈢　７のニの医療連携体制加算Ⅳ	１の２　日中サービス支援型共同生活援助サービス費（１日につき） イ・ロ　（略） 注１～12　（略） （新設）
１の２の２～８の３　（略）	１の２の２～８の３　（略）
９　福祉・介護職員等処遇改善加算 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定共同生活援助事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法	９　福祉・介護職員等処遇改善加算 注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定共同生活援助事業所等（国、のぞみの園又は独

人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注２において同じ。）が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
イ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑴イ	イ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑴
⑴　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３まで（１の２、１の２の２、１の２の４、１の３及び１の５の２を除く。以下この９において同じ。）により算定した単位数の1000分の163に相当する単位数	⑴　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３まで（１の２、１の２の２、１の２の４、１の３及び１の５の２を除く。以下この９において同じ。）により算定した単位数の1000分の147に相当する単位数
⑵　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３まで（１の２の２から１の３まで、１の４の５から１の５まで、１の８及び８を除く。以下この９において同じ。）により算定した単位数の1000分の163に相当する単位数	⑵　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３まで（１の２の２から１の３まで、１の４の５から１の５まで、１の８及び８を除く。以下この９において同じ。）により算定した単位数の1000分の147に相当する単位数
⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３まで（１の２の３、１の５の２、１の６、６の３及び６の４を除く。以下この９において同じ。）により算定した単位数の1000分の227に相当する単位数	⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３まで（１の２の３、１の５の２、１の６、６の３及び６の４を除く。以下この９において同じ。）により算定した単位数の1000分の211に相当する単位数
ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑴ロ	（新設）
⑴　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の169に相当する単位数	
⑵　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の169に相当する単位数	
⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の233に相当する単位数	
ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑵イ	ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑵

⑴　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の160に相当する単位数	⑴　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の144に相当する単位数
⑵　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の160に相当する単位数	⑵　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の144に相当する単位数
⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の224に相当する単位数	⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の208に相当する単位数
ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱロ	（新設）
⑴　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の166に相当する単位数	
⑵　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の166に相当する単位数	
⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の230に相当する単位数	
ホ　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅲ	ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅲ
⑴　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の144に相当する単位数	⑴　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数
⑵　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の144に相当する単位数	⑵　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数
⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の208に相当する単位数	⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の192に相当する単位数
ヘ　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅳ	ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅳ
⑴　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数	⑴　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の105に相当する単位

	数 ⑵　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の105に相当する単位数 ⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の152に相当する単位数
⑵　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数 ⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の168に相当する単位数	２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑸⑴ ⑴　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数 ⑵　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数 ⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の185に相当する単位数 ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑸⑵ ⑴　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の124に相当する単位数 ⑵　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合
（削る）	

１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の124に相当する単位数

⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の171に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)

⑴　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数

⑵　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数

⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の182に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)

⑴　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数

⑵　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数

⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の168に相当する単位数

ホ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)

⑴　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数

⑵　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分

の 98 に相当する単位数

⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の 1000 分の 145 に相当する単位数

ヘ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)

⑴　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の 1000 分の 95 に相当する単位数

⑵　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の 1000 分の 95 に相当する単位数

⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の 1000 分の 142 に相当する単位数

ト　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)

⑴　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の 1000 分の 96 に相当する単位数

⑵　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の 1000 分の 96 に相当する単位数

⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の 1000 分の 122 に相当する単位数

チ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)

⑴　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の 1000 分の 102 に相当する単位数

⑵　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の 1000 分の 102 に相当する単位数

⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の166に相当する単位数

リ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑼

⑴　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の93に相当する単位数

⑵　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の93に相当する単位数

⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の119に相当する単位数

ヌ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑽

⑴　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数

⑵　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数

⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数

ル　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑾

⑴　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数

⑵　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数

⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合

	１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の126に相当する単位数 ヲ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12) (1)　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数 (2)　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数 (3)　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の93に相当する単位数 ワ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13) (1)　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の77に相当する単位数 (2)　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の77に相当する単位数 (3)　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の103に相当する単位数 カ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14) (1)　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数 (2)　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数 (3)　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の

	1000 分の 77 に相当する単位数

（こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等の一部改正）

第三条　こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一　（略）	一　（略）
二　令第五十二条第三項第一号イに基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準は、イ及びロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ及びロに掲げる単位数を三月から翌年二月までを一年度とする当該年度に属する各月ごとに算定し当該各月ごとに算定した単位数を合計した数に、十円にハ及びニに定める割合を乗じて得た額を乗じて得た額を合計した額とする。	二　令第五十二条第三項第一号イに基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準は、イ及びロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ及びロに掲げる単位数を三月から翌年二月までを一年度とする当該年度に属する各月ごとに算定し当該各月ごとに算定した単位数を合計した数に、十円にハ及びニに定める割合を乗じて得た額を乗じて得た額を合計した額とする。
イ　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者　(1)から(9)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(9)までに掲げる単位数に当該単位数に百分の十五を乗じて得た数を合計した単位数	イ　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者　(1)から(9)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(9)までに掲げる単位数に当該単位数に百分の十五を乗じて得た数を合計した単位数
(1)　重度障害者等包括支援に係る支給決定（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。）を受けた者　次の(一)又は(二)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数	(1)　重度障害者等包括支援に係る支給決定（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。）を受けた者　次の(一)又は(二)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数
(一)　(二)に掲げる者以外のもの　九六、八七〇単位	(一)　(二)に掲げる者以外のもの　九六、四八〇単位
(二)　六十五歳以上の者又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第三項第二号に掲げる者に該当する者（以下「介護保険給付対象者」と総称する。）　六七、九五〇単位	(二)　六十五歳以上の者又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第三項第二号に掲げる者に該当する者（以下「介護保険給付対象者」と総称する。）　六七、六八〇単位
(2)　前号に掲げる者であって、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの　次の(一)及び(二)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)及び(二)に掲げる単位数	(2)　前号に掲げる者であって、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの　次の(一)及び(二)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)及び(二)に掲げる単位数
(一)　(二)に掲げる者以外のもの　七五、八七〇単位	(一)　(二)に掲げる者以外のもの　七四、三一〇単位
(二)　介護保険給付対象者　四六、四六〇単位	(二)　介護保険給付対象者　四五、五一〇単位

(3)　重度訪問介護に係る支給決定を受けた者（(2)に掲げる者を除く。）　次の㈠から㈣までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ㈠から㈣までに掲げる単位数

㈠　㈡から㈣までに掲げる者以外のもの　次のａからｄまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれａからｄまでに掲げる単位数

ａ　区分六（障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令（平成二十六年厚生労働省令第五号。以下「区分命令」という。）第一条第七号に掲げる区分六をいう。以下同じ。）に該当する者　六三、〇四〇単位

ｂ　区分五（区分命令第一条第六号に掲げる区分五をいう。以下同じ。）に該当する者　三六、八五〇単位

ｃ　区分四（区分命令第一条第五号に掲げる区分四をいう。以下同じ。）に該当する者　二九、四〇〇単位

ｄ　区分三（区分命令第一条第四号に掲げる区分三をいう。以下同じ。）に該当する者　二三、四八〇単位

㈡　介護保険給付対象者（㈢及び㈣に掲げる者を除く。）次のａからｄまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれａからｄまでに掲げる単位数

ａ　区分六に該当する者　二三、一三〇単位

ｂ　区分五に該当する者　一五、四三〇単位

ｃ　区分四に該当する者　一四、七八〇単位

ｄ　区分三に該当する者　一四、一〇〇単位

㈢　介護給付費等単位数表の第６の１の生活介護サービス費、介護給付費等単位数表の第10の１の機能訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第11の１の生活訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第11の２の１の就労選択支援サービス費、介護給付費等単位数表の第12の１の就労移行支援サービス費、介護給付費等単位数表の第13の

(3)　重度訪問介護に係る支給決定を受けた者（(2)に掲げる者を除く。）　次の㈠から㈣までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ㈠から㈣までに掲げる単位数

㈠　㈡から㈣までに掲げる者以外のもの　次のａからｄまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれａからｄまでに掲げる単位数

ａ　区分六（障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令（平成二十六年厚生労働省令第五号。以下「区分命令」という。）第一条第七号に掲げる区分六をいう。以下同じ。）に該当する者　六二、〇五〇単位

ｂ　区分五（区分命令第一条第六号に掲げる区分五をいう。以下同じ。）に該当する者　三六、二七〇単位

ｃ　区分四（区分命令第一条第五号に掲げる区分四をいう。以下同じ。）に該当する者　二八、九四〇単位

ｄ　区分三（区分命令第一条第四号に掲げる区分三をいう。以下同じ。）に該当する者　二三、一一〇単位

㈡　介護保険給付対象者（㈢及び㈣に掲げる者を除く。）次のａからｄまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれａからｄまでに掲げる単位数

ａ　区分六に該当する者　二二、九一〇単位

ｂ　区分五に該当する者　一五、二九〇単位

ｃ　区分四に該当する者　一四、六二〇単位

ｄ　区分三に該当する者　一三、九二〇単位

㈢　介護給付費等単位数表の第６の１の生活介護サービス費、介護給付費等単位数表の第10の１の機能訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第11の１の生活訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第11の２の１の就労選択支援サービス費、介護給付費等単位数表の第12の１の就労移行支援サービス費、介護給付費等単位数表の第13の

表の第14の1の就労継続支援Ａ型サービス費又は介護給付費等単位数表の第14の1の就労継続支援Ｂ型サービス費（以下「生活介護サービス費等」という。）を算定される者（四に掲げる者を除く。）　次のａからｅまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれａからｅまでに掲げる単位数

ａ	区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの	二九、一九〇単位
ｂ	区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの	二一、一四〇単位
ｃ	区分五又は区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者であるもの	一七、七八〇単位
ｄ	区分四に該当する者	一六、五〇〇単位
ｅ	区分三に該当する者	一二、七六〇単位

(四)　介護給付費等単位数表の第15の1の共同生活援助サービス費（以下「共同生活援助サービス費」という。）又は介護給付費等単位数表の第15の2の日中サービス支援型共同生活援助サービス費（以下「日中サービス支援型共同生活援助サービス費」という。）を算定される者（7）及び(8)に掲げる者を除く。）　次のａからｃまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれａからｃまでに掲げる単位数

ｂ	ａ　ｂ及びｃに掲げる者以外のもの	四、三三〇単位
	ｂ　指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であって、共同生活援助サービス費の注２又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注３若しくは注４に掲げる単位数を算定されるもの（ｃに掲げる者を除く。）　次のⅰからⅲまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれⅰからⅲまでに掲げる単位数	
	ⅰ　区分六に該当する者	一七、八八〇単位
	ⅱ　区分五に該当する者	一一、三〇〇単位

表の第14の1の就労継続支援Ａ型サービス費又は介護給付費等単位数表の第14の1の就労継続支援Ｂ型サービス費（以下「生活介護サービス費等」という。）を算定される者（四に掲げる者を除く。）　次のａからｅまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれａからｅまでに掲げる単位数

ａ	区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの	二八、七三〇単位
ｂ	区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの	二〇、八一〇単位
ｃ	区分五又は区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者であるもの	一七、六一〇単位
ｄ	区分四に該当する者	一六、二四〇単位
ｅ	区分三に該当する者	一二、五六〇単位

(四)　介護給付費等単位数表の第15の1の共同生活援助サービス費（以下「共同生活援助サービス費」という。）又は介護給付費等単位数表の第15の2の日中サービス支援型共同生活援助サービス費（以下「日中サービス支援型共同生活援助サービス費」という。）を算定される者（7）及び(8)に掲げる者を除く。）　次のａからｃまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれａからｃまでに掲げる単位数

ｂ	ａ　ｂ及びｃに掲げる者以外のもの	四、一六〇単位
	ｂ　指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であって、共同生活援助サービス費の注２又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注３若しくは注４に掲げる単位数を算定されるもの（ｃに掲げる者を除く。）　次のⅰからⅲまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれⅰからⅲまでに掲げる単位数	
	ⅰ　区分六に該当する者	一七、六〇〇単位
	ⅱ　区分五に該当する者	一一、一二〇単位

iii　区分四に該当する者	八、八〇〇単位
c　指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であって、共同生活援助サービス費の注２又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注３若しくは注４に掲げる単位数を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの	四、三三〇単位

(4)　行動援護に係る支給決定を受けた者（2)及び(3)に掲げる者を除く。）　次の㈠から㈢までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ㈠から㈢までに掲げる単位数

㈠　㈡及び㈢に掲げる者以外のもの　次のａからｅまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれａからｅまでに掲げる単位数	
ａ　区分六に該当する者	三七、五一〇単位
ｂ　区分五に該当する者	二八、八六〇単位
ｃ　区分四に該当する者	二一、七〇〇単位
ｄ　区分三に該当する者	一六、一〇〇単位
ｅ　障害児	二〇、四九〇単位
㈡　生活介護サービス費等を算定される者（㈢に掲げる者を除く。）　次のａからｅまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれａからｅまでに掲げる単位数	
ａ　区分六に該当する者	二四、四八〇単位
ｂ　区分五に該当する者	二〇、三一〇単位
ｃ　区分四に該当する者	一六、〇〇〇単位
ｄ　区分三に該当する者	一二、二八〇単位
ｅ　障害児	二〇、四九〇単位
㈢　共同生活援助サービス費又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費を算定される者（(7)及び(8)に掲げる者を除く。）	二、六六〇単位

(5)　居宅介護に係る支給決定を受けた者（(2)から(4)まで及び(6)

iii　区分四に該当する者	八、六六〇単位
c　指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であって、共同生活援助サービス費の注２又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注３若しくは注４に掲げる単位数を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの	四、二六〇単位

(4)　行動援護に係る支給決定を受けた者（(2)及び(3)に掲げる者を除く。）　次の㈠から㈢までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ㈠から㈢までに掲げる単位数

㈠　㈡及び㈢に掲げる者以外のもの　次のａからｅまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれａからｅまでに掲げる単位数	
ａ　区分六に該当する者	三六、五二〇単位
ｂ　区分五に該当する者	二八、一〇〇単位
ｃ　区分四に該当する者	二一、一三〇単位
ｄ　区分三に該当する者	一五、六八〇単位
ｅ　障害児	一九、九五〇単位
㈡　生活介護サービス費等を算定される者（㈢に掲げる者を除く。）　次のａからｅまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれａからｅまでに掲げる単位数	
ａ　区分六に該当する者	二三、八四〇単位
ｂ　区分五に該当する者	一九、七八〇単位
ｃ　区分四に該当する者	一五、五八〇単位
ｄ　区分三に該当する者	一一、九六〇単位
ｅ　障害児	一九、九五〇単位
㈢　共同生活援助サービス費又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費を算定される者（(7)及び(8)に掲げる者を除く。）	二、五九〇単位

(5)　居宅介護に係る支給決定を受けた者（(2)から(4)まで及び(6)

から(8)までに掲げる者を除く。）　次の(一)から(四)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(四)までに掲げる単位数

(一)　(二)及び(三)に掲げる者以外のもの（介護保険給付対象者を除く。）　次のａからｇまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれａからｇまでに掲げる単位数

ａ	区分六に該当する者	二九、四一〇単位
ｂ	区分五に該当する者	二二、四二〇単位
ｃ	区分四に該当する者	一四、六二〇単位
ｄ	区分三に該当する者	九、三八〇単位
ｅ	区分二（区分命令第一条第三号に掲げる区分二をいう。以下同じ。）に該当する者	七、四二〇単位
ｆ	区分一（区分命令第一条第二号に掲げる区分一をいう。以下同じ。）に該当する者	六、五五〇単位
ｇ	障害児	一三、五五〇単位

(二)　介護給付費等単位数表第１の１の居宅介護サービス費のイ及びハを算定される者（(三)に掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）　次のａからｇまでに掲げる区分に応じ、それぞれａからｇまでに掲げる単位数

ａ	区分六に該当する者	二六、〇四〇単位
ｂ	区分五に該当する者	一八、一〇〇単位
ｃ	区分四に該当する者	一一、三〇〇単位
ｄ	区分三に該当する者	六、〇一〇単位
ｅ	区分二に該当する者	四、〇九〇単位
ｆ	区分一に該当する者	三、一七〇単位
ｇ	障害児	一〇、一六〇単位

(三)　生活介護サービス費等を算定される者のうち区分六に該当するもの（介護保険給付対象者を除く。）

二二、九二〇単位

(四)　介護保険給付対象者　次のａ又はｂに掲げる者の区分に応じ、それぞれａ又はｂに掲げる単位数

から(8)までに掲げる者を除く。）　次の(一)から(四)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(四)までに掲げる単位数

(一)　(二)及び(三)に掲げる者以外のもの（介護保険給付対象者を除く。）　次のａからｇまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれａからｇまでに掲げる単位数

ａ	区分六に該当する者	二八、八〇〇単位
ｂ	区分五に該当する者	二〇、九八〇単位
ｃ	区分四に該当する者	一四、三二〇単位
ｄ	区分三に該当する者	九、一九〇単位
ｅ	区分二（区分命令第一条第三号に掲げる区分二をいう。以下同じ。）に該当する者	七、二七〇単位
ｆ	区分一（区分命令第一条第二号に掲げる区分一をいう。以下同じ。）に該当する者	六、四一〇単位
ｇ	障害児	一三、二七〇単位

(二)　介護給付費等単位数表第１の１の居宅介護サービス費のイ及びハを算定される者（(三)に掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）　次のａからｇまでに掲げる区分に応じ、それぞれａからｇまでに掲げる単位数

ａ	区分六に該当する者	二五、五〇〇単位
ｂ	区分五に該当する者	一七、七三〇単位
ｃ	区分四に該当する者	一一、〇七〇単位
ｄ	区分三に該当する者	五、八九〇単位
ｅ	区分二に該当する者	四、〇一〇単位
ｆ	区分一に該当する者	三、一〇〇単位
ｇ	障害児	九、九五〇単位

(三)　生活介護サービス費等を算定される者のうち区分六に該当するもの（介護保険給付対象者を除く。）

二二、四五〇単位

(四)　介護保険給付対象者　次のａ又はｂに掲げる者の区分に応じ、それぞれａ又はｂに掲げる単位数

(三) 介護給付費等単位数表の第４の１の行動援護サービス費

の注１に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの（(一)に掲げる者を除く。）　次のａからｃまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれａからｃまでに掲げる単位数

ａ　区分六に該当する者　一一、四一〇単位

ｂ　区分五に該当する者　八、五五〇単位

ｃ　区分四に該当する者　六、一七〇単位

(8)　居宅介護に係る支給決定を受けた者（(2)に掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第二項の規定の適用を受ける利用者であって、共同生活援助サービス費の注２又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注３若しくは注４に掲げる単位数を算定されるもの　次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数

(一)　区分六に該当する者　九、八九〇単位

(二)　区分五に該当する者　六、〇七〇単位

(三)　区分四に該当する者　三、八三〇単位

(9)　同行援護に係る支給決定を受けた者（(2)から(8)までに掲げる者のうち次の(一)及び(二)に掲げる単位数以上の単位数が定められている障害福祉サービス費を算定されるものを除く。）　次の(一)及び(二)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)及び(二)に掲げる単位数

(一)　(二)に掲げる者以外のもの　一四、六七〇単位

(二)　共同生活援助サービス費又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費を算定される者（(7)及び(8)に掲げる者を除く。）　四、〇二〇単位

ロ～ニ　（略）

の注１に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの（(一)に掲げる者を除く。）　次のａからｃまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれａからｃまでに掲げる単位数

ａ　区分六に該当する者　一一、一五〇単位

ｂ　区分五に該当する者　八、三七〇単位

ｃ　区分四に該当する者　六、一四〇単位

(8)　居宅介護に係る支給決定を受けた者（(2)に掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第二項の規定の適用を受ける利用者であって、共同生活援助サービス費の注２又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注３若しくは注４に掲げる単位数を算定されるもの　次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数

(一)　区分六に該当する者　九、六九〇単位

(二)　区分五に該当する者　五、九四〇単位

(三)　区分四に該当する者　三、七五〇単位

(9)　同行援護に係る支給決定を受けた者（(2)から(8)までに掲げる者のうち次の(一)及び(二)に掲げる単位数以上の単位数が定められている障害福祉サービス費を算定されるものを除く。）　次の(一)及び(二)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)及び(二)に掲げる単位数

(一)　(二)に掲げる者以外のもの　一三、八七〇単位

(二)　共同生活援助サービス費又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費を算定される者（(7)及び(8)に掲げる者を除く。）　三、八〇〇単位

ロ～ニ　（略）

（こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準の一部改正）

第四条　こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第五百四十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正前	改正後
一　（略）	一　（略）
二　介護給付費等単位数表第１の５の注１及び注２のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準	二　介護給付費等単位数表第１の５の注のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準
イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
(1)　福祉・介護職員その他の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。	(1)　福祉・介護職員その他の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
(一)　（略）	(一)　（略）
(二)　当該指定居宅介護事業所等において、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士（児童福祉法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下この(二)において「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下この(二)において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であった区域内にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第三項に規定する国家戦略特別区域限定保育	(二)　当該指定居宅介護事業所等において、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士（児童福祉法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下この(二)において「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下この(二)において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であった区域内にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第三項に規定する国家戦略特別区域限定保育

士）のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもののうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額四百六十万円以上であること。ただし、(2)の福祉・介護職員等処遇改善計画書に基づく取組数が一定以上の場合はこの限りでないこと。

(2)～(10)　（略）

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　イの(1)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一)　イの(2)の福祉・介護職員等処遇改善計画書において、情報端末の導入等の生産性向上に係る取組を行っていること。

(二)　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百二十八条第一号イに規定する社会福祉連携推進法人（以下「連携推進法人」という。）に所属していること。

(3)　当該指定居宅介護事業所等が仮に福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロを算定した場合に算定することが見込まれる額の二分の一以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ

イの(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

士）のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもののうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。

(2)～(10)　（略）

（新設）

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)

イの(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

（新設）

(1)　イの(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一)　イの(2)の福祉・介護職員等処遇改善計画書において、情報端末の導入等の生産性向上に係る取組を行っていること。

(二)　連携推進法人に所属していること。

(3)　当該指定居宅介護事業所等が仮に福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロを算定した場合に算定することが見込まれる額の二分の一以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。

ホ・ヘ　(略)

(削る)

(削る)

ホ・ヘ・ニ　(略)

ヘ

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(2)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和六年こども家庭庁・厚生労働省告示第三号）による改正前の介護給付費等単位数表（以下「旧介護給付費等単位数表」という。）の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イの(1)の(二)及び(2)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(削る)

(削る)

(削る)

リ

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ヌ

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ル

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ヲ

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)及び(2)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ワ

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

カ

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ヨ

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

タ

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

レ

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ソ

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ツ

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ネ

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ナ

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ラ

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ム

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ウ

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ヰ

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ノ

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

オ

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ク

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ヤ

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

マ

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ケ

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

フ

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

コ

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

エ

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

テ

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ア

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

サ

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

キ

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ユ

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

メ

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ミ

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

シ

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ヒ

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

モ

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

セ

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ト

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ホ

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ヘ

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ロ

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ニ

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ホ

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ヘ

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ト

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

チ

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

リ

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ヌ

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ル

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ヲ

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ワ

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

カ

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ヨ

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

タ

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

レ

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ソ

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ツ

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ネ

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ナ

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ラ

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ム

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ウ

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ヰ

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ノ

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

オ

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ク

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ヤ

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

マ

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ケ

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

フ

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

コ

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

エ

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の

(削る)

(削る)

ヌ
(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6)
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ル
福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7)
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。
(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。
(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(削る)

(削る)

ヲ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イの(1)(一)及び(二)に係る部分を除く。）及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ワ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(2)　イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b　aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b　aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(削る)

(削る)

算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

ヨ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)を届け出ていること。

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

a　福祉・介護職員の賃金に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b　aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

カ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イの(1)の二、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b　aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b　aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(削る)

(削る)

表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(13)

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(12)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

レ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(12)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

タ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)（(一)及び(二)に係る部分を除く。）、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合することを届け出ていないこと。

（削る）

算(Ⅲ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を届け出ていないこと。

(2) イの(1)（(一)及び(二)に係る部分を除く。）、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

ソ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)（(一)及び(二)に係る部分を除く。）、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

	a　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
	b　aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。
	(二)　次に掲げる要件の全てに適合すること。
	a　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
	b　aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。
三～五　（略）	三～五　（略）
六　介護給付費等単位数表第２の６の注の厚生労働大臣が定める基準	六　介護給付費等単位数表第２の６の注１及び注２の厚生労働大臣が定める基準
（略）	（略）
七～九　（略）	七～九　（略）
十　介護給付費等単位数表第３の５の注のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準	十　介護給付費等単位数表第３の５の注１及び注２のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準
（略）	（略）
十一～十三　（略）	十一～十三　（略）
十四　介護給付費等単位数表第４の５の注のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準	十四　介護給付費等単位数表第４の５の注１及び注２のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準
（略）	（略）
十五・十六　（略）	十五・十六　（略）
十六の二　介護給付費等単位数表第５の６の注の厚生労働大臣が定める基準	十六の二　介護給付費等単位数表第５の６の注１及び注２の厚生労働大臣が定める基準
（略）	（略）
十七・十八　（略）	十七・十八　（略）
十八の二　介護給付費等単位数表第６の14の注の厚生労働大臣が定める基準	十八の二　介護給付費等単位数表第６の14の注１及び注２の厚生労働大臣が定める基準

（略）

十九　（略）

二十　介護給付費等単位数表第７の14の注のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ

第二号イの(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　第二号イの(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2)　第二号ロの(2)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(3)　第二号ロの(3)に掲げる基準に適合すること。

ハ・ニ　（略）

（削る）

（削る）

（略）

十九　（略）

二十　介護給付費等単位数表第７の14の注１及び注２のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)

第二号イの(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

（新設）

ロ・ハ　（略）

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イの(1)の(二)及び(2)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ホ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(削る)

(削る)

ト

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

ヘ

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(5)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで、(8)及び(9)

(削る)

(削る)

a　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策

(二)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

介護職員に周知していること。

b　aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(三)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b　aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

チ　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イの(1)(一)及び(二)に係る部分を除く。）及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

リ　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(III)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b　aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

（削る）

（削る）

ル　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算を届け出ていないこと。

(2)　イの(1)(一)及び(二)に係る部分を除く。）、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3)　(一)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b　aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

ヌ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イの(1)(一)及び(二)に係る部分を除く。）、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ル　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算を届け出ていないこと。

(2)　イの(1)(一)及び(二)に係る部分を除く。）、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3)　(一)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b　aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

ヌ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イの(1)(一)及び(二)に係る部分を除く。）、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ル　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算を届け出ていないこと。

(2)　イの(1)(一)及び(二)に係る部分を除く。）、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3)　(一)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b　aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

（削る）

二十一・二十二　（略）

介護職員に周知していること。

(二)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b　aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

ヲ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イの(1)(一)及び(二)に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b　aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b　aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

二十一・二十二　（略）

二十三　介護給付費等単位数表第８の３の注のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準	二十三　介護給付費等単位数表第８の３の注１及び注２のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準
（略）	（略）
二十四・二十五　（略）	二十四・二十五　（略）
二十五の二　介護給付費等単位数表第９の14の注の厚生労働大臣が定める基準	二十五の二　介護給付費等単位数表第９の14の注１及び注２の厚生労働大臣が定める基準
（略）	（略）
二十六・二十七　（略）	二十六・二十七　（略）
二十七の二　介護給付費等単位数表第10の９の注の厚生労働大臣が定める基準	二十七の二　介護給付費等単位数表第10の９の注１及び注２の厚生労働大臣が定める基準
（略）	（略）
二十八～二十九の二　（略）	二十八～二十九の二　（略）
三十　介護給付費等単位数表第11の13の注の厚生労働大臣が定める基準	三十　介護給付費等単位数表第11の13の注１及び注２の厚生労働大臣が定める基準
（略）	（略）
三十一～三十二の二　（略）	三十一～三十二の二　（略）
三十三　介護給付費等単位数表第12の16の注の厚生労働大臣が定める基準	三十三　介護給付費等単位数表第12の16の注１及び注２の厚生労働大臣が定める基準
（略）	（略）
三十四・三十五　（略）	三十四・三十五　（略）
三十五の二　介護給付費等単位数表第13の15の注の厚生労働大臣が定める基準	三十五の二　介護給付費等単位数表第13の15の注１及び注２の厚生労働大臣が定める基準
（略）	（略）
三十六・三十七　（略）	三十六・三十七　（略）
三十七の二　介護給付費等単位数表第14の17の注の厚生労働大臣が定める基準	三十七の二　介護給付費等単位数表第14の17の注１及び注２の厚生労働大臣が定める基準
（略）	（略）
三十八　（略）	三十八　（略）
三十八の二　介護給付費等単位数表第14の２の７の注の厚生労働大臣が定める基準	三十八の二　介護給付費等単位数表第14の２の７の注１及び注２の厚生労働大臣が定める基準

（略）	（略）
三十九・三十九の二　（略）	三十九・三十九の二　（略）
三十九の三　介護給付費等単位数表第14の3の11の注の厚生労働大臣が定める基準	三十九の三　介護給付費等単位数表第14の3の11の注1及び注2の厚生労働大臣が定める基準
（略）	（略）
四十～四十の三　（略）	四十～四十の三　（略）
四十一　介護給付費等単位数表第15の9の注の厚生労働大臣が定める基準	四十一　介護給付費等単位数表第15の9の注1及び注2の厚生労働大臣が定める基準
（略）	（略）

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域の一部改正）

第五条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域（平成二十一年厚生労働省告示第百七十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表第１の１の居宅介護サービス費の注13、第２の１の重度訪問介護サービス費の注10、第３の１の同行援護サービス費の注８、第４の１の行動援護サービス費の注７、第８の１の重度障害者等包括支援サービス費の注４、第10の１の機能訓練サービス費の注４の２、第11の１の生活訓練サービス費の注６の２、第14の１の就労継続支援Ｂ型サービス費の注17、第14の２の１の就労定着支援サービス費の注８、第14の３の１の自立生活援助サービス費の注12若しくは第15の１の共同生活援助サービス費の注10若しくは１の２の日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注13、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十号）第二号イ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十四号）別表地域相談支援給付費単位数表第１の１の地域移行支援サービス費の注３若しくは第２の１の地域定着支援サービス費の注４又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号）別表計画相談支援給付費単位数表１の計画相談支援費の注12の規定に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。 一～十　（略）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表第１の１の居宅介護サービス費の注13、第２の１の重度訪問介護サービス費の注10、第３の１の同行援護サービス費の注８、第４の１の行動援護サービス費の注７、第８の１の重度障害者等包括支援サービス費の注４、第10の１の機能訓練サービス費の注４の２、第11の１の生活訓練サービス費の注６の２、第14の２の１の就労定着支援サービス費の注８若しくは第14の３の１の自立生活援助サービス費の注12、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十号）第二号イ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十四号）別表地域相談支援給付費単位数表第１の１の地域移行支援サービス費の注３若しくは第２の１の地域定着支援サービス費の注４又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号）別表計画相談支援給付費単位数表１の計画相談支援費の注12の規定に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。 一～十　（略）

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第六条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別表 計画相談支援給付費単位数表 １～５　（略） ６　退院・退所加算　300単位 注　障害者支援施設、のぞみの園（法第５条第１項に規定するのぞみの園をいう。以下同じ。）、児童福祉法第７条第１項に規定する児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）、生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第２項に規定する救護施設若しくは同条第３項に規定する更生施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所していた計画相談支援対象障害者等、病院等に入院していた計画相談支援対象障害者等、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第３条に規定する刑事施設、少年院法（平成26年法律第58号）第３条に規定する少年院若しくは更生保護事業法（平成７年法律第86号）第２条第７項に規定する更生保護施設（以下「刑事施設等」という。）に収容されていた計画相談支援対象障害者等又は法務省設置法（平成11年法律第93号）第15条に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法（平成19年法律第88号）第62条第３項若しくは第85条第３項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第62条第２項の救護若しくは同法第85条第１項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除く。以下「宿泊施設等」という。）に宿泊していた計画相談支援対象障害者等が退院、退所等をし、障害福祉サービス又は地域相談支援（以下「障害福祉サービス等」という。）を利用する場合において、当該計画相談支援対象障害者等の退院、退所等	別表 計画相談支援給付費単位数表 １～５　（略） ６　退院・退所加算　300単位 注　障害者支援施設、のぞみの園（法第５条第１項に規定するのぞみの園をいう。）、児童福祉法第７条第１項に規定する児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）、生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第２項に規定する救護施設若しくは同条第３項に規定する更生施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所していた計画相談支援対象障害者等、病院等に入院していた計画相談支援対象障害者等、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第３条に規定する刑事施設、少年院法（平成26年法律第58号）第３条に規定する少年院若しくは更生保護事業法（平成７年法律第86号）第２条第７項に規定する更生保護施設（以下「刑事施設等」という。）に収容されていた計画相談支援対象障害者等又は法務省設置法（平成11年法律第93号）第15条に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法（平成19年法律第88号）第62条第３項若しくは第85条第３項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第62条第２項の救護若しくは同法第85条第１項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除く。以下「宿泊施設等」という。）に宿泊していた計画相談支援対象障害者等が退院、退所等をし、障害福祉サービス又は地域相談支援（以下「障害福祉サービス等」という。）を利用する場合において、当該計画相談支援対象障害者等の退院、退所等に当たって

に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス等の利用に関する調整を行った場合（同一の計画相談支援対象障害者等について、当該障害福祉サービス等の利用開始月に調整を行う場合に限る。）には、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき３回を限度として所定単位数を加算する（３の初回加算を算定する場合を除く。）。	、当該施設の職員と面談を行い、当該計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス等の利用に関する調整を行った場合（同一の計画相談支援対象障害者等について、当該障害福祉サービス等の利用開始月に調整を行う場合に限る。）には、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき３回を限度として所定単位数を加算する（３の初回加算を算定する場合を除く。）。
７～18　（略）	７～18　（略）
19　福祉・介護職員等処遇改善加算	（新設）
注　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市町村長に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定特定相談支援事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定計画相談支援を行った場合は、１から18までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数を所定単位数に加算する。	

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準の一部改正）

第七条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（平成二十七年厚生労働省告示第百八十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一～十二　（略） 十三　算定告示別表の19の注のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 イ　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1)　当該指定特定相談支援事業所等の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）について、賃金改善に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (2)　当該指定特定相談支援事業所等において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該指定特定相談支援事業所等の職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。 (3)　福祉・介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該指定特定相談支援事業所等の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。 (4)　当該指定特定相談支援事業所等において、事業年度ごとに当該指定特定相談支援事業所等の職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。 (5)　算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法（昭	一～十二　（略） （新設）

(二) 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百二十八条第一号イに規定する社会福祉連携推進法人に所属していること。

(1) イの(2)の福祉・介護職員等処遇改善計画書において、情報端末の導入等の生産性向上に係る取組を行っていること。

(一) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(二) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ロ (8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する当該指定特定相談支援事業所等の職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該指定特定相談支援事業所等の職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。

(四) (三)について、全ての職員に周知していること。

(三) 職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知していること。

(一) 職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 納付が適正に行われていること。

(6) 当該指定特定相談支援事業所等において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。）の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）その他の

(2) 当該指定特定相談支援事業所等が仮に福祉・介護職員等処遇改善加算を算定した場合に算定することが見込まれる額の二分の一以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。	

附　則

（適用期日）

第一条　この告示は、令和八年六月一日から適用する。ただし、第一条の規定は、令和八年四月一日から施行する。

（就労継続支援Ｂ型サービス費に係る経過措置）

第二条　第二条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表（以下「旧介護給付費等単位数表」という。）第14の１の就労継続支援Ｂ型サービス費の算定を受けたことがある事業所又は施設（以下「事業所等」という。）であって、令和六年度における旧介護給付費等単位数表第14の１に掲げる区分（以下「区分」という。）（令和六年度に旧介護給付費等単位数表第14の１の注９により平均工賃月額が一万円未満の場合とみなして所定単位数を算定していた事業所等については令和七年度における区分とし、令和六年四月以降に旧介護給付費等単位数表第14の１の注９ただし書により指定を受けた日から六月間における平均工賃月額に応じて所定単位数を算

定していた事業所等については当該算定を開始した月における区分とする。）が令和五年度における区分と同じである事業所等又は令和五年度における区分より低下している事業所等における就労継続支援Ｂ型サービス費の算定については、なお従前の例によることができる。